

会報

2025.2月
No.77

いしかわ

Bande
つ・な・が・り

特
集

令和6年能登半島地震
令和6年奥能登豪雨



あなたの街の法律家

石川県行政書士会

目 次

ご挨拶

石川県行政書士会会長 向井 隆郎	1
日本行政書士会連合会会長 常住 豊	2
石川県知事 馳 浩	3

令和6年度 第4回理事会報告	4
行政書士試験実施報告	5
特集 広報月間総括	6
パブリシティ	8
シリーズ デジタル化の波を乗り越える 第3回「AIで変わる行政書士業務」	9
特集 激動の1年を振り返る	10
支部だより	12
令和6年石川県外国人材受入サポートセンターの活動	14
コスモス石川活動報告	16
後洋平の常に前向き！～若手行政書士成長記～	17

令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨特集

奥能登豪雨 被災体験談	18
震災復興支援業務	19
相談員体験談	23
令和6年能登半島地震に関する全国からの支援状況について	26

総務・経理部 活動報告	26
業務部 活動報告	28
社会貢献事業部 活動報告	29
「第23回石川県士業団体協議会よろず無料相談会」実施報告	30
会員のコーナー	30
新しい9人の仲間紹介	32
会務日誌	33
会員の動き	36

年頭のご挨拶

石川県行政書士会 会長 向井 隆郎



新年明けましておめでとうございます。

令和7年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

また、日頃より、会員の皆様におかれましては、当会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、昨年は、令和6年能登半島地震の発生により、大変な年明けとなりました。また、9月には、能登半島豪雨による被害も発生し、1年経った今でも、震災からの復興は道半ばです。当会も復興支援活動に全力で取り組んでいます。復興が道半ばであれば、支援も道半ばです。長期戦になることを覚悟し、引き続き復興支援に取り組んでまいります。

直近では、石川県能登半島地震復旧・復興推進部の生活再建支援課等からの要請により、石川県コミュニティ再建事業のオンライン相談会に参画する準備を進めています。会報いしかわNo.75・76復興祈願特別号の巻頭挨拶で記載した支援活動を続けつつ、新たな支援活動も加わることであります。会員の皆様の知識や経験が、被災された方々の助けになります。是非、当会の復興支援活動にご協力をいただけると幸いです。また、現在ご尽力いただいている会員の皆様には、深く感謝申し上げます。ご協力いただいている皆様のおかげで、支援活動を継続することができています。本当にありがとうございます。

どうしても震災に関する活動に言及することが多くなっていますが、復興支援活動は我々の業務と密接に関係しており、そのまま業務としても成り立つものでもあります。今、輪島市・珠洲市・七尾市において業務委託を受けている内容は、「公費解体・撤去に係る申請支援及び相続関係調査等」であり、遺産分割協議

書作成等の相続関係業務の知識がなければ、相談員としての役割を果たすことができません。また、能登事業者支援センター（のと里山空港内）で行っている「なりわい再建支援補助金等」の申請相談についても、補助金申請を日頃業務で行っている会員にとっては、被災者の方々より早く体得できるはずですが、被災した自動車の廃車手続や被災した外国人の在留資格の相談についても、我々の専門知識があつての支援活動です。そのため、今年度の業務研修会においては、関連する研修内容が多くなっていますが、ご理解いただきたく存じます。

また、コロナ禍以降に登録された会員の皆様の中には、補助金申請業務を専門とする会員が増えているように感じます。また、特定技能の在留資格の創設以降、外国人に関する業務を専門とする会員も増えています。そのような傾向があると感じるだけで、データを取ったわけではありませんが、行政書士業務は時代によって変化していくものです。そのような傾向を見逃さずに、当会の会務に反映させていくのが、役員の責務でもあります。我々の業務が復興支援等の社会貢献活動によって更に認知され、業務につながる。そして、その業務を専門とする会員が増えることにより、次世代の会員の業務の基盤となる。そのような好循環をつなぎ、行政書士制度を発展させていかなければならないと、新年を迎え、心新たにしております。

結びになりますが、新年が災害のない年であるようにとの願いを込め、会員の皆様の本年益々のご発展とご健勝を心よりご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



日本行政書士会連合会 会長 常住 豊

令和7年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

石川県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から本会の事業推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、皆様方が住民や自治体からの期待に応えて、行政書士制度の発展のために日夜御尽力をいただいておりますことに対しまして重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、元日の能登半島地震に始まり、9月には東北地方や石川県能登地方に大きな被害をもたらした記録的な豪雨など多くの災害が発生し、心が痛むことがたくさんございました。また、初めて「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表されるなど災害に対する備えの重要性にも改めて痛感させられました。

本会では、これまで大規模災害の発生時には、行政書士ならではの被災者支援活動を行ってまいりました。その継続した取組が国や自治体等にも広く認められ、その結果の一つとして、昨年9月には、内閣府からの提案を受けて、「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との連携協定」の締結に至りました。本会では、この連携協定の締結を受けて現在募集中の「災害復興支援ボランティア」を「災害復興支援員」(仮称)に改組することを検討しており、大規模災害の発生時には、これまで以上に住民や自治体の皆様のお役に立てるようになるものと確信しています。

そして、日行連の喫緊の課題は、「デジタル社会に機能する行政書士制度の確立」です。現在は、令和5年9月にデジタル庁との間で締結した連携協定に基づき、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現のために、行政書士がデジタル社会において国民と行政の架け橋としての役割を果たすための各種施策を進めているところです。また、行政書士が国民の期待に応え、国民の権

利利益の実現に資することができるよう、行政書士法の改正も目指しています。そのためには、行政書士一人ひとりがあらゆるデジタル分野についての知見を身に付け、社会のデジタル化をリードしていく存在になる必要があると考えます。

本会のデジタル化への取組として、単位会も利用可能となる新たな「行政書士会員管理システム」が、昨年10月から稼働いたしました。このシステムは、日行連・単位会事務局の登録関係事務削減や、会員による新規又は変更登録等のオンライン申請等を目指したものです。今後、段階的に会員からの申請・届出を開始するとともに、オンラインによる各種行政手続等において行政書士の資格証明が行えるよう、デジタル庁が開発する「国家資格等情報連携・活用システム」との連携に向け、環境整備も進めてまいります。

私は、日頃から行政書士は、国民の皆様が不安や困りごとに直面したときに身近な相談役として想起いただける存在になるべきだと考えています。そして、そのためには「“そうだ、行政書士に相談しよう!”という気運を高めよう!!」という活動理念の下、私たち行政書士がいち早くあらゆるデジタル化に対応して、地域社会の発展を支えていく意識を持ち、国民の皆様が必要と思ってもらえる存在であり続けることが肝要です。

今後とも皆様方と連携・協力して行政書士制度の更なる発展を目指してまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この新しい年が平和で、災害の少ない、安寧な年となりますとともに、皆様方にとって実り豊かな飛躍の年となりますことを祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



石川県知事 馳 浩

新年明けましておめでとうございます。

令和7年の年頭にあたり、石川県行政書士会の会員の皆様に謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

昨年の元日に発生した令和6年能登半島地震は、県政史上未曾有の大災害となりました。さらに、昨年9月21日に発生した令和6年奥能登豪雨は、線状降水帯の発生により、地震から8カ月余りしか経たない中、復旧・復興の途上にある被災地を襲った複合災害となりました。

地震の発生から1年の節目となる今年1月1日には、ご遺族の方々をはじめ、関係者の参列のもと、犠牲者追悼式を開催しました。改めてお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた皆様方に心からお見舞い申し上げます。また、国内外の皆様からさまざまな支援をお寄せいただきましたことに対し、改めて深く感謝申し上げます。

能登は、本県の中でも特に人口減少と高齢化が進んでいる地域であり、単に被災前の姿に復元するのではなく、未来志向に立って、持続可能な地域を目指す「創造的復興」の視点が必要です。

そのための道筋を示すため、県では、有識者からなる「復旧・復興アドバイザリーボード」や、住民自らがこれからの能登を考える「のと未来トーク」などでいただいたご意見をふまえ、昨年6月に「石川県創造的復興プラン」を策定しました。

スローガンには「能登が示す、ふるさとの未来」を掲げ、13の「創造的復興リーディングプロジェクト」をはじめ、さまざまな取り組みを盛り込んでおります。

その一つとして、被災者のニーズと全国からの支援を効果的に結び付ける「能登官民連携復興

センター」を昨年10月に設立しました。当センターをハブとして、産学官の力を結集し、復興を促進するとともに、支援を契機とした関係人口の拡大も図ってまいります。

また、県内外の学生に地域での学びの機会を提供する「いしかわサテライトキャンパス」構想の一環として、特に能登地域において、学生ボランティアと地域との交流を促進するプログラムを設けているところであり、今後、さらなる充実を図ってまいります。

さて、昨年は、災害が相次いだ一方、県民にとって希望となるような出来事もございました。特に、昨年3月には、50年来の悲願であった北陸新幹線の県内全線開業が実現し、南加賀地域と首都圏が新幹線でつながるとともに、北陸三県が一時間圏内で結ばれました。県では開業効果を県内全域に波及させるとともに、一日も早い大阪までの全線開業の実現に向けて、国に働きかけてまいります。

また、今後は、地震と豪雨からの復旧・復興を県政の最重要課題として取り組んでいくと同時に、令和5年9月に策定した県政の羅針盤である石川県成長戦略を具現化していかなければならないと考えています。

地震と豪雨の複合災害からの創造的復興は、これまで本県が経験したことのない長く険しい道のりとなります。石川県行政書士会の会員の皆様には、引き続き、県政に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、国や市町と連携し、一日も早い創造的復興の実現に向け、全力で取り組んでいくことをお誓い申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

令和6年11月30日(土)午後1時30分より石川県地場産業振興センター本館第7研修室にて、令和6年度第4回理事会が開催された。向井会長の挨拶に続き、議事録署名人に出見世雅之理事、榊和磨理事が指名され、議事に入った。議題は次のとおりである。

1. 報告事項

(1) 日行連報告

向井会長より、7月24日、25日に理事会及び全体会議が開催され、理事会で議論された行政書士法改正の動向等について説明があった。また、大規模災害対策本部会議において、能登半島地震における石川会の支援内容や日行連の費用負担等について話し合ったことが報告された。次に、日行連が内閣府と締結している災害協定に基づき、災害ボランティアを募集し名簿化していることが説明された。また、9月20日の全国会長会において、石川会の震災支援活動について発表するとともに当会の会報誌を配布し、石川会の支援活動について周知した旨の報告があった。さらに、11月14日、15日に開催された理事会についても報告された。

(2) 中地協報告

向井会長より、8月19日に担当者会議が行われ、「建設」、「産廃」、「農地」の3分野について意見交換会が開催されたとの報告があった後、各参加者から意見交換の概要について説明があった。また、向井会長より、10月25日、26日に日行連と中地協との連絡会が開催され、法改正等について議論されたことが報告された。

(3) 各部・各委員会 令和6年度上半期実施事業報告

各部部長・各委員会委員長より、事業実施状況について報告があった。従来の事業に加え、能登半島地震を受け復興支援活動や防災準備等について詳細に報告された。

(4) その他

向井会長より、当会が幹事団体を務める土業団体協議会の活動として、9月13日に土業団体交流会を、11月2日によろず無料相談会をそれぞれ開催したことが報告された後、各参加者から概要が説明された。

2. 審議事項

(1) 各部・各委員会 令和6年度下半期事業実施計画
各部部長・各委員会委員長より、令和6年度下半期の事業計画について議案説明があった。その概略は以下のとおりである。

【総務・経理部】

・開業セミナー ・法規整備 ・表彰者の決定 等

【広報・監察部】

・新聞広告掲載 ・会報誌発行
・官公署訪問(監察活動) 等

【業務部】

・業務研修会の開催 ・被災自治体支援業務
・官公署との関係強化 等

【社会貢献事業部】

・各種相談会の開催 ・中高生の職業教育
・外国人材相談業務(石川県より受託) 等

【ICT特別委員会】

・公式HP掲載用の写真撮影会 等

【申請取次行政書士管理委員会】

・北陸三県合同研修会(次年度開催の準備)
・石川県や加賀市からの受託業務 等

【官民業務受託調査特別委員会】

・運輸支局相談員の養成 等

【封印管理委員会】

・実務研修会の開催 等

【その他委員会】

震災の影響を考慮しつつ、従来の事業を実施する旨の説明があった。

(2) その他

日行連や中地協等の各種行事について案内があり、参加者が決定された。

3. 協議事項

「会員の部屋」リニューアルの方向性について協議された。

以上の議題について、慎重審議の結果、全議案が承認可決された。



令和6年度 行政書士試験実施について

行政書士試験実施対策委員会 委員長 茅野 智勇

令和6年11月10日に金沢医療技術専門学校において、令和6年度行政書士試験が実施されました。大きな問題もなく大変スムーズに試験を実施することができましたのは、本部員・監督員として円滑な実施にご協力くださいました会員の皆様のおかげであります。ここに厚く御礼申し上げます。

当日は爽やかな秋晴れの下、朝9時より行政書士試験研究センターより委嘱を受けた本部員・監督員の総勢33名は、試験グッズの搬入・案内表示や試験室の設営等の試験実施に向けた準備を開始いたしました。

試験会場は本年度も金沢医療技術専門学校であります。能登震災によって建屋内部に一部損傷があり、1階フロアでは使用できないスペースがありましたが、試験室となる教室等は問題なく使用することができました。

本部員・監督員の皆様のご尽力によってスムーズに実施準備が整い、早めの昼食をとりますといよいよ受験生を迎え入れます。今年度の申込者数は429名であります。何の巡り合せか、昨年度の申込者数と全くの同数。だからといって特別なことがあるわけでもありませんが、不思議な縁を感じ入りました。

受験生が揃い、各試験室ではチーフ監督員による試験実施説明が12時半より始まります。この時から試験終了までは建屋内で聞こえる声は試験実施説明や試験開始、定時別のお知らせ、試験終了時のチーフ監督員の声だけです。およそ3時間半に渡って約460人が入っている建屋が何とも言えない静寂と緊張感に包まれます。この間、委員長である小職には非常に大きな大役が2回あります。緊張感がピークに達する試験開始と緊張感を一気に開放する試験終了を告げる振鈴であります。

御存知のとおり、振鈴とはハンドベルのことです。令和の時代にアナログな方法だと思われるかもしれませんが、当会場では館内放送を使用することができませんのでこの方式にて行っております。実はこのハンドベル、綺麗に鳴らすには手首を柔らかく使うなど結構なコツが要ります。力任せに振ってもガチンガチンと綺麗な音が出ません。また、試験会場は建屋の2階と3階、4階一部を使用しておりますので、広く大きく聴こえるように鳴らす必要があります。試験当日は試験前であっても練習がてらに鳴らすと受験生に迷惑がかかりますので一発本番で臨まなければなりません。中々の緊張感があります。

試験開始と試験終了の各5分前に、振鈴を振るスペースに立ってその時を待ちます。鳴らすまでは一切

の音を出すわけにはいかないので、ハンドベルの振り子を握って音が出ないように直立不動です。そばにスマートフォンを置き、秒針時計を表示させ1秒の誤差もでないよう注視します。

行政書士試験は年に1回です。この3時間にその後の人生を懸けて受験生は試験に挑みます。本部員・監督員はこの3時間に受験生が試験に円滑に挑めるよう緊張感をもって務めています。この開始と終了を告げる振鈴です。小職も大変な緊張感をもって振鈴を振らせていただきました。

今年度の試験結果は令和7年1月29日に発表されます。例年、石川県会場における合格者割合は全国平均を超えております。受験生の努力はもちろんですが、受験環境をより良くしようと取り組んでいた本部員・監督員の皆様のおかげでもあります。

令和7年度も11月9日に行政書士試験が行われる予定であります。未来の石川県行政書士会の仲間が生まれるその現場にて、一緒に汗をかいていただける志のある会員の皆様のご参加をお待ちいたしております。よろしく願い申し上げます。

令和6年度 行政書士試験 結果

《全国》

申込者数：59,832名

受験者数：47,785名(79.87%)

《石川県》

申込者数： 429名

受験者数： 342名(79.72%)



令和6年度も行政書士制度広報月間に合わせ、県内各地9か所で無料相談会を実施する等、行政書士制度をPRすべく様々な広報活動を実施いたしました。

まず10月3日に、向井会長、寺分副会長、今井社会貢献事業部長と広報・監察部長の中川の4名が、報道各社(テレビ局5社、新聞社3社)を巡回訪問し、PRを行いました。この巡回訪問は毎年恒例となっているのですが、当日は局長や部長級の役職者に対応していただき、多くの現場に本格的なカメラが入る等、マスコミ関係者の広報月間の活動に対する理解が深まっていることを実感いたしました。その結果、訪問の様子や会長インタビュー、無料相談会の日程等について、複数のテレビ局のニュースで放映していただき、また新聞各社に記事を掲載していただきました。

また、10月4日には、北國新聞朝刊に全面カラー広告を、北陸中日新聞朝刊に半5段白黒広告をそれぞれ掲載いたしました。このうち北國新聞の広告には、個人会

員111名、法人会員4法人(社員数4)のご協賛をいただき誠にありがとうございました。

このほか、9月30日～10月6日にかけて、テレビCMを北陸朝日放送とテレビ金沢の2社で放映いたしました。また、県内9市町の広報誌に無料相談会の日程等を掲載していただきました。さらに、当会公式HPに無料相談会開催のお知らせを掲載するとともに、当会公式Xにおいて会場ごとに案内をポストいたしました。

なお、各支部においても、官公署を訪問し行政書士制度のPRポスターの配布等を行うとともに、無料相談会のチラシを配布する等の広報活動をしていただきました。

このような広報活動を経て、10月4日～10月6日の3日間、本会や各支部主催の無料相談会を県内9箇所で開催いたしました。今年度も遺言や相続に関する相談が多かったのですが、能登半島地震関連の相談も一定数ありました。

〈広報月間無料相談会の概要〉

主催	日時	場所	方法	相談件数
本会	10月4日(金)、5日(土)、6日(日) 10時～16時	本会会議室	電話	18
(輪島支部)	10月6日(日)13時～16時	パワーシティ輪島ワイプラザ	対面	7
七尾支部	10月6日(日)10時～16時	ワークパル七尾	対面	10
金沢支部	10月5日(土)10時～16時	アル・プラザ津幡	対面	41
		学びの杜のいちカレード	対面	34
	10月6日(日)10時～16時	アル・プラザ金沢	対面	41
		宇ノ気中学校体育館フリースペース	対面	19
小松支部	10月5日(土)10時～16時	アル・プラザ小松	対面	21
加賀支部	10月5日(土)13時～15時	加賀市立動橋地区会館	対面	5

このうち輪島支部管内の無料相談会は、同支部会員の被災状況に鑑み、各支部から相談員を派遣する形での実施となりました。年初の震災に加え、相談会直前の水害発生を受け開催自体が危ぶまれましたが、関係各位のご協力を得て何とか開催することができました。当日は十分な設備が整っているわけではなく相談時間も午後のみでしたが、前年を上回る7件の相談を受けることができました。被災者に対し寄り添う姿勢や震災復興における行政書士の有用性を周知するうえで、被災地での無料相談会開催の意義は大きかったと考えております。

これらの結果、今年度の無料相談会全体の相談件数は196件(電話18件、対面178件)となり、電話相談の件数こそ前年(40件)を下回りましたが、対面相談の件数は前年(176件)を上回りました。震災の影響で多数

の相談窓口が開設されていることを踏まえ、十分な成果をあげることができたと分析しています。なお、PR効果を持続するべく、今年度は新たに当会の情報を記載したメモ帳を作成し、対面会場の相談者に配布いたしました。

ちなみに、相談者に対するアンケートを集計した結果、相談の契機として新聞やチラシを挙げた方が7割強にのぼり、依然として紙媒体の強さを感じております。こうした調査結果を踏まえ、令和7年度も効果的な広報活動を実施してまいります。

最後になりますが、広報月間の活動にご協力いただいた皆様に対し、この場をお借りして心より御礼申し上げます。今後とも広報月間の活動をはじめ、当会の広報活動にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

〈相談内容〉

	遺言・相続	成年後見	能登半島地震	契約	法人設立	離婚	農地・開発	その他	合計
電話	11	0	4	0	0	0	0	3	18
対面	126	12	8	8	4	3	2	15	178
合計	137	12	12	8	4	3	2	18	196
その他……不動産登記、在留資格、帰化申請、借金問題 等									



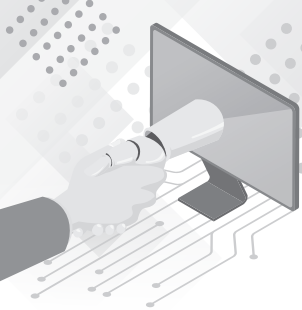
マスコミ巡回訪問



本会「無料電話相談」



輪島支部「無料相談会」



これまで2回にわたって行政書士のデジタル化について考えてきました。第1回では「デジタル化の基礎」としてデジタル化の重要性について考え、第2回の「情報収集のデジタル化」では効率的な情報収集の手法について考えました。最終回の第3回では、「AIで変わる行政書士業務」について具体例も交えて考えていきます。

【第3回 AIで変わる行政書士業務】

ここ数年、AI(人工知能)は目覚ましい発展を遂げ、さまざまな業界で業務効率化やサービス向上に貢献しています。この流れは行政書士業務も例外ではありません。多岐にわたる法改正や目まぐるしく変化する各種手続きに対応する行政書士にとって、AIは活用次第で強力なツールとなる可能性があります。

今回は、行政書士業務におけるAIの具体的な活用例を紹介し、AIがどのように業務をサポートしてより良いサービス提供に繋がるのかを考察します。

(1) AIによる校正で、文書の質向上と時間短縮を!

行政書士業務において、正確で分かりやすい文章の作成は、あらゆる場面で重要です。定型的で短い文章であれば、校正に時間を要しない場合もあるかもしれませんが、しかし、顧客への説明資料を作成する際や、長文のメールで状況を説明する際などは、文章の作成や校正に多くの時間を費やすことも少なくないでしょう。

そのような場合、AIに校正や下書きを任せることで、文法、語彙、句読点、表記揺れなど、人が見逃しやすい誤りをAIが検出し、正確で質の高い文章の作成を支援してもらうことができます。

ただし、AIに文章の校正や下書きを任せる際は、「誰に」「何を」「どれくらいのボリュームで」伝える文章であるかを明確にすることが重要です。

〈例〉

「顧客に対して、×××について調査した結果を報告するためにメールの下書きをしてほしい。×××の調査結果としては〇〇〇が△△△であり、・・・□□□だったことを簡潔に200字程度で伝えたい。」

なお、この際には日付や時間、場所などの具体的な情報もAIに与える必要がありますが、入力データがAIの学習に使用されるタイプのAIモデルの場合は注意が必要です。個人情報や機密情報が入力され、それがAIの学習に利用されることで、思わぬ形で情報漏洩に繋がる可能性があります。

そのため、情報を入力する際には、使用するAIモデルがどのようなセキュリティポリシーに基づいているかを十分に理解する必要があります。また、セキュリティの詳細が不明な場合は、機密性の高い情報の入力を避けるべきです。

一方で、入力データがAIモデルの学習に利用されず、自分のアカウント内や組織内でのみデータが保持されることを保証しているAIモデル(例:「Gemini for Google Workspace」など)もあります。このようなモデルであれば、安心して業務に利用できるでしょう。

(ただし、個人向けの「Gemini」にはこのような保証はありません。)

(2) AIで過去の知見を活かす!

行政書士業務では、日々顧客とのやり取りや書類作成、調査などを通して、様々な情報が蓄積されていきま

す。これらの情報は過去の事例を参考にしたり、類似案件に対応したりする際に役立つ非常に貴重な財産となります。しかし、情報量が増えるほどに必要な情報を探し出すのが困難になるという課題も生まれます。

そこで、AIを活用することで、これらの蓄積された情報を効率的に管理し、日々の業務に役立てていくことができるようになります。

〈具体的な活用例〉

「Microsoft 365 Copilot」や「Gemini for Google Workspace」では、組織内に保存されているデータを、種類(メール、ドキュメントなど)を問わず横断的に検索し、必要な情報を抽出できます。また、従来の検索機能のように「〇〇建設株式会社 打合せ記録」といったキーワードを入力する必要はなく、「過去1年以内の〇〇建設株式会社に関する打合せ資料をまとめて、要点をレポートにしてほしい」といった形で、まるで人に依頼するようにAIに指示することが可能です。

ただし、「Microsoft 365 Copilot」や「Gemini for Google Workspace」でAIを使用できる範囲は、それぞれのグループウェア内に限られており、対象となるサービスもMicrosoftやGoogleといった自社サービス内に限定されていました。しかし、Googleが昨年発表した「Google AgentSpace」では、「Googleドキュメント」と「Microsoft OneDrive」のように、同一組織内で利用する他社サービスもまとめて活用できるAIエージェントを構築可能になります。このため、今後はAI活用においてサービス間の垣根が徐々になくなっていくと考えられます。

さらに、「Google NotebookLM」のようなAI搭載のノートサービスも注目されています。このサービスでは、文書やWebページなど、参照したい情報をあらかじめ登録することで、自分専用のチャットAIとして活用できます。例えば、建設業のような特定の業務分野に関する法令、手引き、官公庁のWebページ、自作の文書などを登録しておけば、このAIに質問することで登録情報を横断的に検索し、効率的に必要な情報を得ることができます。

(3) まとめ

近年のAI技術の進化は目覚ましく、行政書士業務においてもAIの活用が業務効率化やサービス品質向上に繋がるキープポイントとなっています。上記で紹介したようにAIを活用することで書類作成、調査、顧客対応など、様々な業務を効率化できます。

また、近年では様々なAIサービスがマルチモーダル化されてきています。マルチモーダルAIとはテキスト、画像、音声など、複数の種類のデータを組み合わせることで、複数の種類のAIのことです。例えば、音声で指示を出したり、画像から情報を読み取って書類に反映させたり、自分が作業する画面を共有してAIと会話しながらアドバイスをもらうことなども現時点で可能になっています。

AIはあくまでもツールであり、行政書士の業務を完全に代替するものではありませんが、AIを効果的に活用することで、これまで以上に質の高いサービスを提供し、顧客の満足度を高めることが可能になります。

行政書士業務の未来をひらくAI技術に、今後も積極的に目を向けていきましょう。



激動の1年を振り返る

本号の会報いしかわNo.77では、広報・監察部から、「激動の一年を振り返る」のお題で原稿執筆の依頼がありました。

思えば、令和5年9月の会報いしかわNo.74では、「会員数400名突破特別寄稿～これまでの3期を振り返る～」というお題をいただき、度々振り返る機会をいただいておりますが、毎年振り返る余裕など一切なく、特に去年は、襲い掛かってくる目の前の会務に、ただただ取り組むという一年でありました。私は、会務を俯瞰して見なければならぬという役目でもあります。気が付いたら令和7年の元日を迎えており、あっという間の一年間でした。昨年を振り返ることで、今年をより良い一年にできればと思っております。

また、去年は、復興支援活動の中心となっている社会貢献事業部の今井部長と小山内担当副会長、同じく、業務部の宇野部長と宮田担当副会長には、大変ご尽力いただきました。

社会貢献事業部には、「石川県と当会との災害協定に基づく相談会」「石川県と土業団体協議会の災害協定に基づく合同相談会」「総務省行政評価事務所による特別行政相談会及び災害合同相談会」「石川県及び社会福祉協議会の実施する被災者見守り・相談支援事業」等を担当していただいております。業務部には、「能登事業者支援センター(のと里山空港内)でのなりわい再建支援補助金等の相談及び申請書作成サポート」「輪島市、珠洲市及び七尾市での公費解体申請サポート及び相続関係調査等の委託業務」等を担当していただいております。段取りから連絡調整、研修会の開催や相談員のシフト管理まで、例年にない対応をしていただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。そして、復興支援活動にご参加いただいている理事及び会員の皆様のご尽力にも大変感謝しております。ありがとうございました。

さて、当会の復興支援活動は、他の紙面でも言及していますし、紙面に限りもありますので、一年を振り返るにあたり、3つの項目に絞りたいと思います。一つ目は、「復興支援活動における日本行政書士会連合会との連携」二つ目は、「日本行政

石川県行政書士会 会長 向井 隆郎

書士会連合会中部地方協議会の事業活動」三つ目は、「石川県土業団体協議会の事業活動」です。

現在、私は、日本行政書士会連合会中部地方協議会(以下、「中地協」)の会長と石川県土業団体協議会(以下、「土団協」)の会長も仰せつかっており、昨年を振り返るにあたり、当該活動にも言及させていただきたく存じます。

「復興支援活動における日本行政書士会連合会との連携」

元日の震災後の1月18日に、日本行政書士会連合会(以下、「日行連」)の理事会がありました。同理事会において「災害助成基金積立資産を取り崩す件(案)」について」の議案を可決いただき、取り崩した資産を災害対策費として支援活動に充てていただけたこととなりました。

令和6年10月1日現在で、全国の会員数は54,227、当会の会員数は416であり(いずれも法人会員を含む)、全国の約0.7%を占めるに過ぎません。当然、会費収入には限りがありますので、大規模災害においては支援活動費が捻出できなくなる恐れがございます。中には、自治体等にご負担いただけるものも少なくありませんが、災害協定に基づく活動は、ボランティアです。そのため、日行連のご支援は大変ありがたいものです。また、常設の電話相談窓口の設置も、当会からお願いし、8月から引き継いでいただくことができました。マンパワーにも当然限りがあり、非対面の支援活動をご負担いただけたのは大変ありがたかったです。

5月からは、毎月1～2回は、日行連の大規模災害対策本部会議等にオブザーブ参加させていただき、情報共有や活動報告をしながら、ご支援をいただくことができました。また、日行連及び各単位会から寄せられた義援金も頂戴いたしました。このほかにも多々、日行連と連携した活動がございます。平時ではあまり意識していませんが、日行連と密接に連携を取る重要性を改めて認識いたしました。

「日本行政書士会連合会中部地方協議会の事業活動」

去年は、2月、8月、12月と3回の担当者会議を開

催いたしました。担当者会議とは、中地協の各単位会（愛知会・岐阜会・三重会・福井会・石川会・富山会）において、会議のテーマごとに担当者が出席して、意見交換や情報共有を行うものです。

2月は、日行連デジタル推進本部と中地協のデジタル担当者間で行政手続のデジタル化への対応や会務のDX化について、意見交換会を開催しました。また、日行連からは会員管理システムを一新する説明もございました。許認可申請が完全電子化となった場合、許認可申請のシステム上で、マイナポータルやgBizIDを使って本人等の認証をすると同時に、行政書士登録の有無を照会できるという仕組みを想定しているとのこと。行政書士のデジタルリテラシーを高めることが急務であると実感しました。

8月は、「建設業務分野の展望と課題」「産廃業務分野の展望と課題」「農地業務分野の展望と課題」という3つのテーマでそれぞれの業務に精通した各単位会の会員による意見交換を行いました。また、12月は、「国際業務分野の展望と課題」「高齢者支援業務分野の展望と課題」「自動車業務分野の展望と課題」という3つのテーマでそれぞれの業務に精通した各単位会の会員による意見交換を行いました。

我々にとって一番大切にしなければならないものは、やはり生業とする業務に関することです。それぞれの業務分野を専門にしている皆様の議論は聞いているだけで学びや気づきがあります。この場で話し合われた内容は、当会の研修会の参考にする場合もあれば、行政機関等への要望事項とする場合もあり、会議の内容を無駄にしないよう、活用することを心がけています。

また、6月は、中地協の定時総会、10月は、日行連と中地協との連絡会を開催しています。また、今年の3月には、行政書士の復興支援活動をテーマに、セミナーやパネルディスカッションをする予定です。すべて石川県内で開催していますので、復興支援活動と並行しながらの、準備等（案内や資料の作成、会場や宿泊の手配、当日の運営など）は、大変ではありましたが、充実した内容で中地協事業を行えました。

「石川県士業団体協議会の事業活動」

士団協の活動は、年度ごとに2回の定例会の開催、1回の10士業合同の無料相談会、そして、各士業の会員が参加する交流会です。各士業団体が持ち回りで幹事会を担当しており、今回は、行政書士会が幹事会となりました。

ただ、石川県と士団協との間で、平成29年4月17日に「大規模災害等発生時における相談業務に関する協

定書」を交わしており、今年は、協定に基づき開催することとなった「専門家による合同無料相談会」の取りまとめ役も担うこととなりました。正に、士業が集まるワンストップ相談会です。被災者の方々の悩みには、複数の士業の専門分野にまたがる相談が非常に多いです。相談会では、受付でどのような相談かお聞きして、相談員を割り振りますが、相談内容に応じて、専門の士業が入り替わりで相談に乗るといったケースも多々あります。

そして、復興支援の協力を依頼する自治体等にとっても、士団協を窓口にするのが、一番手っ取り早いと思います。石川県健康福祉部厚生政策課等からの「被災者見守り・相談支援等事業」の打診、石川県能登半島地震復旧・復興推進部生活再建支援課等からの「石川県コミュニティ再建事業（オンライン相談会）」の打診は、いずれも士団協の幹事団体として、対応いたしました。

士団協の活動の意義は多々ありますが、特に復興支援活動を幹事会として担ったことで、その重要性を強く感じる一年となりました。士業という専門職が協力し合い社会貢献できるのは、士団協の存在意義と言っても差し支えないと感じます。次の幹事会に引き継ぐまで、その役割を果たしてまいります。

最後になりますが、復興支援活動は、今年も続きます。引き続き、会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。また、会員の皆様には、あまり馴染みがないかもしれませんが、日行連・中地協・士団協等の沢山の団体が関係しての当会でもございます。それらの活動も知っていただき、機会がありましたら、様々な活動にご参加いただけると幸いです。

本年も何卒よろしくお願い申し上げます。



日行連と中地協各単位会との連絡会

加賀支部報告

加賀支部 支部長 吉田 義明

新年あけましておめでとうございます。
会員の皆様のご多幸をお祈り申し上げます。

さて、去年の広報月間に開催した無料相談会について報告いたします。

開催日時 令和6年10月5日(土) 午後1時から午後3時

開催会場 加賀市立動橋地区会館

参加会員 9名

例年は、加賀温泉駅前のアビオシティ加賀で行っていましたが、能登の地震で会場が使用できなくなり、やむなく会場変更したものです。

相談件数が減るのではと心配しておりましたが、例年

より少し少ない5件でした。

相談内容は、すべて相続と遺言に関するものでした。

震災の相談があるかと心配していましたが、1件もありませんでした。

今後の課題は、会場探しと相談員のスキルの向上と思っています。

ご協力いただいた会員各位に心から感謝申し上げます。



広報月間無料相談会

小松支部報告

小松支部 支部長 今井 邦彦

令和6年能登半島地震から1年、令和6年奥能登豪雨から3ヶ月が経ちました。

このたびの災害に際し、小松支部会員の皆様方には発災以降、災害に係る被災者支援活動に多大なるご協力とお力添えを賜り、心より感謝申し上げます。

小松支部では、この災害に係る被災者支援活動として、令和6年1月より加賀地方の避難所等での相談対応のほか、10月6日(日)には商業施設パワーシティ輪島ワイプラザにて実施されました行政書士制度広報月間に伴う無料相談会に相談員として参加し輪島支部に協力するとともに、同日に開設されました総務省石川行政評価事務所による珠洲市災害合同相談所(会場：ラポルトすず)に相談員として参加する等の被災者支援活動を実施しております。引き続き被災者支援活動に協力し、被災された方やお困りの方への支援に取り組んでまいります。また、相談事業として、小松市(会場：小松市役所)、能美市(会場：能美市ふれあいプラザ)にて月例無料相談会を実施しているほか、行政書士制度広報月間に伴う無料相談会を商業施設アル・プラザ小松にて10月5日(土)に実施しております。

そのほか当支部では、9月に「介護・障害福祉の事業の仕組み」と題しました研修会を、8月・12月には親睦会を開催させていただきました。

役員一同、当支部の会員の知識やスキル、そして知見の向上と会員の交流に寄与できるよう努め、当支部の発展のために精進する所存でございますので、今後とも当支部の活動にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



広報月間無料相談会



支部研修会

金沢支部報告

金沢支部 支部長 小山内 俊平

会員の皆さまにおかれましては、日頃から金沢支部の活動にご理解とご協力をいただき、本当にありがとうございます。

令和6年能登半島地震発災から1年が過ぎました。あらためてこの地震、そして9月の奥能登豪雨災害で亡くなられた方々に哀悼の意を表すとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

奥能登をはじめとした被災地では、被災者・支援者の方々が互いに力を合わせ、復旧・復興に向けて懸命な活動に取り組む姿が今もなお続いております。

金沢支部会員、県内各支部会員の皆さまには、その復旧・復興に向けた様々な無料相談会の実施にあたり、相談員として快くご協力をいただいておりますこと、この場を借りて重ねてお礼申し上げます。

さて、金沢支部の夏以降の活動を以下のとおりご紹介いたします。

〈令和6年8月2日(金)第1回研修会(能登半島地震における被災者支援制度の概要)の開催〉

今期第1回目の研修会は、1月に発災した能登半島地震に対し、行政書士としてできる被災者支援の活動をより幅広い会員の皆さんに関わってもらいたいと考え、「能登半島地震における被災者支援制度の概要」というテーマで開催しました。

第1部は私から被災者支援制度の概要や、現状(当時)どのような相談が多く寄せられているのか等、相談会の運営に携わっている立場からお話をさせていただきました。

第2部では、なりわい再建支援補助金の内容を中心に、現場で実際に被災者との相談に多く関わっている会員3名が登壇してのパネルディスカッションを行いました。

各自治体の実情などを含めたタイムリーな情報を共有できたとともに、被災者支援に向けて会員がさらに協力を深める貴重な機会になったと考えています。

〈令和6年9月11日(水)官公署巡回訪問〉

例年10月の行政書士制度広報月間前のこの時期に、支部役員を中心として官公署を巡回訪問し、行政書士制度の周知と無料相談会のPRを行っています。

コロナ禍時は巡回先を絞っての活動となっていました。昨年度(令和5年度)からはコロナ禍前の巡回先数に戻し、今回もほぼ同様の巡回先を7組に分かれて訪問しました。

グループごとに県や支部管内の市町、警察署、土木事務所、名古屋入管の出張所、公証役場、運輸支局などをそれぞれ巡回し、相談会チラシの設置やポスターの

配布、非行政書士行為の防止に向けた協力の依頼をしてまいりました。

〈令和6年9月25日(水)第2回研修会(相続相談の基礎知識)の開催〉

10月初めの大規模な無料相談会の前に例年行っている研修会で、相談会で多く寄せられる遺言や相続業務に関するテーマを設定し、とくに相談員を務める皆さまには必ず出席してもらっています。

今回は金沢支部会員の中でも多く相続業務に取り組んでいる上岡壮一会員から、相続相談の基礎知識と題してお話いただき、実地に即した事例や、相談の場面でよく訊かれる想定問答集を通して、現場での対応力が高まる内容の研修会となりました。

また、前年に引き続き、役員が実際の相談場面を演じながら解説するロールプレイング動画も視聴し、まだ相続業務の経験が浅い会員の皆さまにとっても、実際の相談会を想定できる良い機会になったのではないかと思います。

〈令和6年10月5日(土)・6日(日)広報月間無料相談会の開催〉

10月行政書士制度広報月間に合わせ、広く県民市民の方々に行政書士制度をより知っていただくため、金沢支部では例年10月初めの土日2日間、県内のショッピングセンターをはじめとした会場で無料相談会を開催しています。

今回、5日(土)はアル・プラザ津幡(津幡町)、学びの杜のいちカレード(野々市市)の2会場、6日(日)はアル・プラザ金沢(金沢市)、宇ノ気中学校体育館フリースペース(かほく市)の2会場、合計4会場での実施となりました。

チラシやポスター、新聞、テレビCM、会員の皆さまの周知活動のご尽力もあり、5日(土)は75件、6日(日)には60件のご相談をいただくことができました。

相談員としてご協力いただいた会員の皆さまへはこの場を借りてあらためてお礼申し上げます。



第2回研修会

七尾支部報告

七尾支部 支部長 寺分 努

令和6年10月6日の行政書士制度広報月間における七尾支部の無料相談会は、七尾市のワークパルにて開催いたしました。事前に会場周辺を中心に新聞折込チラシによる告知を行いました。当日は10件の相談がありましたが、相談内容は例年通りの「遺言・相続」に関する相談に加えて、能登半島地震に関する相談も数件ありました。具体的には被災者向けの支援金や補助金に関することが多く、今もなお元の生活に戻れぬ方々が多くいることを忘れてはならないと痛感いたしました。



広報月間無料相談会

また、令和6年11月9日には、羽咋勤労者総合福祉センターにて、支部研修会を開催いたしました。講師として金沢支部の森欣史先生をお招きし、「遺産分割協議書の作成について～主に数次相続のケース～」というテーマで、支部会員10名が受講いたしました。講義

内容は、事例問題を解答していくもので、具体的には、遺産分割協議書から相続関係説明図を読み解いていくという大変興味深い題材でした。最後の方の事例問題は、かなり複雑な相続関係となりましたが、実務においても大変参考となり得る講義でした。これらの事例問題は歴史上の人物がモデルとなっており、相続と歴史が同時に学べる画期的な研修となりました。講師の森欣史先生には、この場をお借りして御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

七尾支部では引き続き、能登半島地震の被災者支援活動についても被災者向け相談会への相談員派遣等、出来る限りの協力をしていきたいと考えております。支部会員の皆様のご理解とご協力を何卒宜しくお願い申し上げます。



支部研修会

輪島支部報告

震災等の影響により掲載は休止いたします。
被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

令和6年石川県外国人材受入サポートセンターの活動

石川県外国人材受入サポートセンター長 寺田 隆

■石川県外国人材受入サポートセンター活動報告

「石川県外国人材受入サポートセンター」は、当初、外国人支援における産学官の連携強化を目的に2019(令和元)年7月5日に開設され、現在に至るまで約5年半の活動実績があります。

本年は、活動実績が認められ、加賀市並びに石川県商工労働部から当センターへサポート協力要請がありました。

■令和6年6月1日ー加賀市との協力体制

加賀市が特区認証を取得した国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の「外国人起業活動促進事業」に係る業務等に関して覚書を交わし、協力体制を築きました。

■令和6年8月1日ー石川県商工労働部との業務委託契約

人口減少や少子高齢化に伴い、石川県内企業の人手不足が深刻化する中、県内の外国人労働者数および

外国人雇用事業所は年々増加しているが、外国人労働者を雇用している県内企業の中には、雇用・定着に課題を抱える企業も多くあります。このような企業からの相談に対応するため、石川県人材確保・定住推進機構が設置している「いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）」内に、「いしかわ外国人材活用ワンストップセンター」を開設し、相談対応に当たることとしています。しかしながら、外国人労働者に関する法制度は複雑であり、機構単独では解決が困難な課題も想定されることから、センターの相談支援体制の充実を図るため、令和元年より石川県外国人材受入サポートセンターを運営し、在留資格制度や企業における外国人労働者受入環境整備に精通している石川県行政書士会に本業務を委託するものとして、相談対応業務の業務委託契約を締結しました。

これらのサポート協力要請事業に対応するため、相談員の募集から始まり、相談を受けるにあたり必要な座学研修、事業推進のための組織づくりと、いまだ、走りながら考えている状態です。

また、従来から継続されている「金沢大学留学生向け

講義」「石川県留学生向け講義」「公益財団法人いしかわ農業総合支援機構（INATO）耕稼塾」への講師派遣事業も行いました。

更に、名古屋出入国在留管理局金沢出張所、所長への表敬訪問を行いました。



加賀市によるスタートアップビザ説明会

最後に、育成就労の概要です。

育成就労制度の法案は既に成立し、施行は法案成立後3年以内となり、令和9年（2027）年に施行される予定です。

■移行スケジュールは下表のようになります。

	2024年	2027年	2030年
技能実習	継続	技能実習制度最終グループの実習機関（3年）	廃止
育成就労	法案成立	新制度施行（移行期間）	完全切替え

技能実習制度は、国際貢献・技術の移転を目的とされていましたが、新たに創設される育成就労の目的は人材確保と人材育成です。

なお、現在の特定技能制度については、人手不足分野において即戦力となる外国人を受け入れるという現行制度の目的を維持しつつ、制度の適正化を図った上で継続されます。

また、育成就労は、技能実習制度の90職種165作業を引き継ぎません。

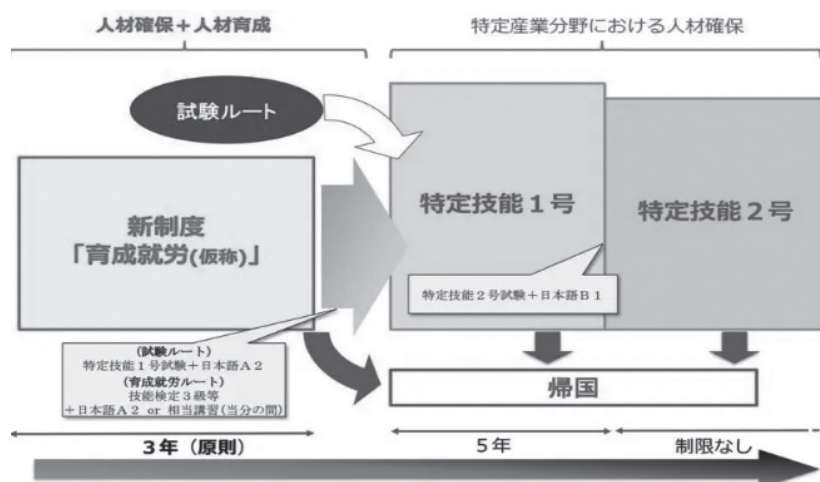
育成就労は、特定技能1号への移行を目指すため、

就労対象は特定技能制度の特定産業分野に限定されます。これに伴い、就労を通じた人材育成に適さない分野は対象外となります。

なお、業務範囲は特定技能の業務区分と同じになる予定ですが、農業や漁業などの季節によって稼働状況が変わる分野については、業務の実情に応じた受入れ形態などについては検討されることになっています。

◆技能実習 90職種165作業

◆育成就労 12分野14業種＋4分野（新たに追加予定）



これにより、現在「技能実習生」を受け入れている県内企業も今後対応が求められることになります。

金沢大学、石川県、県内各市町村等とも連携しながらますます複雑化する外国人の雇用に対応できるサポー

ト体制を強化していきます。

当サポートセンターの活動を通して県内に適正な外国人雇用が広がり、県内の外国人労働者が増加する一助になればと考えております。

コスモス石川 活動報告



公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター石川県支部 支部長 中川 大

1 能登半島地震から一年

昨年1月1日の能登半島地震から一年、9月21日の奥能登豪雨から3か月余り(原稿時点)が経ちました。合わせて500人以上の方々が亡くなられ、その半数以上が災害関連死であり、審査待ちの方がまだ多くいらっしゃるということです(報道発表)。亡くなられた多くの方々に謹んで哀悼の意を表し、負傷されたり建物被害等に遭われた多くの方々に心よりお見舞い申し上げます。

災害の傷跡は想像以上に大きく、その被害は甚大です。過疎化に拍車を掛けるかの如く、奥能登では人口の1割前後が流出しているとの観測があるようです。そのため、復旧・復興にどの程度の予算を充てるかが今後の焦点になると思われます。

インフラ整備としては、主に水道管事業と道路事業が挙げられるかと思います。脆弱な水道管を新しく耐震性のあるものにしていくにはお金がかかります。集落の先に住家があるかないかで工事の範囲に影響があるかもしれません。道路整備にしても今ある道路の管理だけでもお金がかかります。人が住み往来がある生活道路や、幹線道路として物資の輸送やいざというときの避難経路は確保しておかなければなりません。

過疎被災地の復旧には、そこに住む人々の生活や事業と、コストを抑えた新たな集落設計を両立させる難しさがあるかと思います。暮らしやすさや仕事の利便性と、その経済的負担の併存です。北陸新幹線の敦賀以西延伸で課題となっている経済波及効果や費用対効果、住民感情、環境対策等にも通ずるところはあるかと思われます。

2 組織の難しさ

皆様も経験したことがあるのではないのでしょうか。組織の役員になることで発生するコストと利益の矛盾(いわゆる費用対効果)について。会務にかける手間暇とそこで得られる利益は比例しないというものです。利益の概念には個人差がありますが、端的に言うと売上(お金)でしょうか。ただ、人によってはそこで得られる経験や知識を利益とみなす場合もあります。これらは価値観の問題ですから、個々の受け取り方次第でしょうか。

正直に言いますと、中川は今、心配しています。何かと言いますと、前回の幹事会の出席者が少なかったのです。ここで暴露しても仕方ないのですが、正副支部長4名及び幹事12名で計16名のところ、出席者が7名で9名が欠席でした。この時点で会議が成立していないのでは?と頭の中で疑問符ランプが点滅しましたが、せっかく来て頂いたほか6名のためにも「今日は終わりです、帰っていいですよ」とは言えません。多少うろたえながらも議事を進行しました。

ほかにも。コスモスでは、一年で10時間の義務研修と受任会員には3か月ごとの業務報告を課していますが、クリアできていない会員がいます。これはコスモスの規則であり、ご本人のための適正な身上保護と財産管理のために、会員が守らなければいけないルールです。家庭裁判所への報告はするが、コスモスの義務研修と業務報告はしない所以や如何に、。

どうしてでしょうか、わかっています、皆さん忙しいのですよね!? ただでさえ災害対応で忙しいうえに用事アレコレがあって、。しかし、これは俗にいう学級崩壊(状態)では!? 今、日本中で人手不足と言われています。あらゆる産業で手が足りません。少子化の影響が如実に現れています。本業の仕事で忙しいからコスモスには手が割けない、のでしょうか。何に比重を置くかは価値観の問題でしょうか。考えてみてください、一人一人がどう振る舞うべきかを。

さて、今年は災害の少ない一年であって欲しいと願うばかりです。日本列島の成り立ちを鑑みれば、地球の営みを避けることはできないのかもしれませんが、皆様の平穏無事をご祈念申し上げまして、結びといたします。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



定時総会

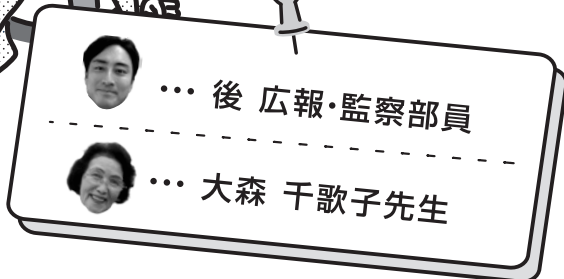


うしろ

後 洋平の常に前向き! ~若手行政書士 成長記~

取材

石川県女性行政書士会(さくら会)代表 おおもり ちかこ 大森 千歌子先生



皆様こんにちは。今回は、石川県女性行政書士会(さくら会)代表であり、能登町で開業されている大森千歌子先生にインタビューさせていただきました。



「行政書士登録年月日を教えてください。」

「昭和62年12月10日に登録しました。」

「最初に受任したお仕事を教えてください。」

「最初は相続の依頼を受けたことを覚えています。先輩方に色々教えていただきながら取り組みました。その後は徐々に建設業関連の仕事もいただくようになり、現在ではメインの業務となっています。」

「能登町で開業されていますが、地震の影響は大丈夫でしたか。」

「事務所の裏は山、目の前は海という立地なので、土砂崩れや津波を非常に心配しましたが、幸い無事でした。ただ、電気は早めに復旧したものの、水道は約3か月間止まっており、とても不便でした。また、私は普段バス移動が基本なのですが、道路の復旧が進まず、バスが通れなかったため、しばらくは近場しか移動できず大変でした。」

「現在と昔で行政書士の仕事はどのように変わりましたか。」

「電子化が大きな変化だと感じています。私はパソコンが得意ではないため、毎月研修会に参加するために金沢まで通いましたが、ついていくのが大変でした。行政書士会については、最近若い方も増え、活気に満ちた良い組織だと感じています。」

「ご趣味を教えてください。」

「趣味は短歌です。これまで何度か会報誌にも掲載していただきました。また、父の影響もあって日本酒が大好きです。家ではあまり飲みませんが、打ち上げや外食の際にはよくいただきます。」

「昨年、石川県で全国女性行政書士交流会が開催されました。先生の今後の展望やお気持ちはいかがでしょうか。」

「昨年の交流会は、地震の影響もあり開催できるか非常に心配でしたが、無事に開催でき、本当に嬉しかったです。コロナの影響で一時中断していましたが、この流れを止めることなく、全国の女性行政書士に呼びかけていきたいと思っています。」

大森先生のお話を伺い、能登町でのご活躍や行政書士としての熱意、さらには女性行政書士会の発展に対する思いを強く感じました。これからもますますのご活躍をお祈りいたします。



被災して

奥能登豪雨編 輪島支部 中村敏彦

■輪島市の災害史を振り返ってみると、昭和34年8月25日から26日にかけて、3時間で125ミリ、罹災者26,611人、死者4人、床上浸水3,613戸、床下浸水2,008戸、非家屋被害3,485戸、被害総額は35億円を超える大雨があったと記録されている。この被害額は輪島市の昭和34年度の市予算総額32億4,500万円を超える大きな被害となったが、昨年の豪雨は昭和34年の降水量をはるかに超える、輪島市観測史上最大のまさに想定外の豪雨であった。

■令和6年元日に発災した能登半島地震から9ヶ月、265日目の朝9時過ぎから、急に激しい雨となり、絶え間なく強い雨が降り続き、自宅、事務所前の輪島川は、みるみるうちに水位を上げ、人生過去2回しか見たことがなかった市役所前の三角州が簡単に冠水し、さらに水位はあっという間に上昇し続け、目の前の濁流が凄まじい音と共に、うねりが盛り上がり、恐怖を感じ始めたと同時に、風至側にも溢れだし、川下、後方の隣家も床下浸水した。漠然と自宅、事務所前の護岸が決壊しそうになった時に避難しようと考えてはいたが、なんとか奇跡的にホントにギリギリで運よく難を逃れたのである。

■農村山間部を中心に死者10人以上の大災害。街中の大きな河川よりも農村部の中小の河川の氾濫が尋常ではなかった。どこにそんなに倒木があったのかと思う位の流木をあちこちで目にした。また地震以降、水も電気も通じていない上大沢町では観光名所の「間垣」が無残にも全て流されてしまった。また山間部での土砂崩れ被害も想像以上である。比較的被害の少なかった中心部でも、輪島川から濁流が溢れだし、ある事業所は、地震で自宅、作業場が全壊し、仮事務所、仮作業場で仕事を再開してもまもなくの床上浸水。また、ある飲食店は、地震で被災し厨房機器や備品を全て入替えて、ようやく8月に再開したばかりなのに、店内の天井近くまでの約200cmの浸水など、やり切れない話は語り尽くせないほどである。

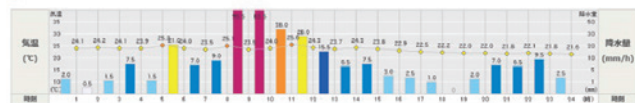
**豪雨を機に輪島市内の会員も2名廃業された。
輪島に戻ることはないとの知らせも多い。**

■豪雨後に、なりわい再建支援補助金には「豪雨」欄が設けられ補助金の対象とはなった。マスコミでは相変わらず前向きの方ばかりが取り上げられてはいるが、底辺層では、あきらめの空気が大きく漂っている現実がある。輪島の復旧・復興はどうなっていくのか。輪島の明るい未来は果たして存在し得るのだろうか。

■道路や床下に流れ込んだ「泥」は滑らかで粒子が細かくクリーム状となっており、思わず触ったりもしたが、時間が経つにつれ、固まり、異臭をはなち、泥を取り除く作業は、困難を極め重労働を要する作業になっていった。がしかし、多くのボランティアが被災地に入り、主に床下の泥の掻き出しに大活躍してもらったのである。心から感謝するばかりの2024年だった。

2024年9月21日午前
1時間降水量121ミリ
3時間降水量220ミリ
輪島の観測史上最大。

輪島(ワジマ)のアメダス(2024年09月21日)



輪島市支援業務

輪島市での 公費解体申請支援業務

金沢支部 内藤 正雄

私は、令和6年6月から月1回(2泊3日)のペースで、輪島市における公費解体申請支援業務に参加しています。当初は、火災被害を受けた朝市地区(河井町1部、2部)の公費解体申請支援が主な業務でしたが、その後、対象地域を朝市地区以外にも広げ、町野、南志見、鶴巣、河原田、三井、大屋、門前、輪島(河井、鳳至、海士、輪島崎)などの地域に対しても支援を行っています。

公費解体の手続きは、①申請書の提出、②書類審査、③現地調査、④決定通知、⑤現地立会、⑥家財等の搬出・処分、⑦解体・撤去、⑧完了立会、⑨完了という流れで進められます。この流れを円滑に進め、令和7年10月までの完了目標を達成するには、手続き上の障害を取り除くことが重要です。特に、公費解体は申請主義に基づいているため、被災建物の所有者からの申請書が提出されなければ、市町が手続を進めることはできません。

行政書士としての主な業務は、この流れをスムーズに進めるため、輪島市の職員を支援することです。具体的には、被災建物の所有者を特定し、申請を促すことが重要な役割となります。申請が遅れる主な理由には、建物の相続登記が未了であること、相続人間の共有で合意が取れないこと、共有者と連絡が取れないこと、相続を証明する遺言書や遺産分割協議書がないこと、手続きが煩雑で書類作成に時間がかかることな

どが挙げられます。こうした課題に対応し、適切な助言を行うことも重要な業務の一つです。

復興にはまだ時間がかかりますが、これからも支援活動に尽力していきたいと考えています。この活動を通じて、被災者の方々が少しでも早く日常を取り戻し、地域全体が復興へと歩みを進めるお手伝いができればと願っています。被災者の課題に向き合い、解決策を模索しながら進める業務には困難もありますが、その分、支援が形となる瞬間に大きなやりがいを感じます。

これからも多くの方々と協力しながら、被災者に寄り添った活動を続けていきたいと思います。一步一步ではありますが、共に未来に向けて前進していけるよう、全力を尽くしてまいります。



作業スペース

七尾市支援業務

七尾市公費解体申請 支援業務について

金沢支部 川森 有紗

七尾市公費解体申請支援業務について、まだ行政書士として経験の浅い若輩者が大変恐縮ですが、元七尾市職員の視点から感じたことなどを書かせていただければと思います。

令和6年元日、能登半島地震発生。

当時、私は市職員として発災直後から災害対応に当たっていました。

総務部に所属していた私には、総合電話対応や支援物資の受け入れ、配布などの業務が割り当てられ、築60年を超える暖房の効かない市役所内に寝泊まり

する日もありました。そんな激動の災害対応の中、3月末に私は長く勤めた七尾市を退職しました。

それから約半年。まさか、行政書士として市役所に戻ってくることになるとは思ってもみませんでした。

まだまだ通常業務に戻れていない市役所内。公費解体担当課の環境課には、平常時の2倍以上の人員が異動配置され、他自治体の応援職員も配置されていました。元同僚に支援業務の説明を受け、同じく業務委託受注者のコンサル業者と連携しながら業務に当たりました。

能登には、亡くなった先代のまま所有者変更していない家屋が多く存在します。恥ずかしながら、今回の地震で大規模半壊となった七尾市田鶴浜町の実家も、8年程前に亡くなった祖父名義のままでした。亡くなった方名義の家屋を解体する際には、当然相続人の同意が必要となります。そんな案件に対し、戸籍で相続関係などを確認し、同意書などの添付書類に不備がないかを確認、不備があった場合は申請者に説明し提出を促し書類を整えるのが主な業務です。また、当然申請者の状況は各自異なり、臨機応変な対応が必要となります。

「行政書士の先生が居てくれるだけで安心感が生まれる」

環境課直属の長、市民生活部長の言葉です。年末にプライベートで一緒にいる機会があり、率直に行政書士の支援業務について伺いました。

日常的な市政への不満から、市民の中には市職員に対して不信感を持っている方が少なくありません。特に、発災後は不満をぶつける所がないため、理不尽な要求や横柄な態度を取られる方が多くいました。

そんな中、市職員が書類の不備を指摘しても納得されない申請者がいたが、行政書士が理論的にわかりやすく対応すると、同じことを説明していても申請者の納得度が異なり、その後スムーズに事が進む。信頼で

きる行政書士が居ることで、災害対応で疲弊している職員の負担が軽減され、安心感が生まれると部長は仰っていました。

部長の言葉は、大変嬉しく、一度七尾市から離れた人間ですが、また改めて七尾市のために頑張ろうと、気持ちを奮い立たせてくれました。

発災から1年が経過し、初動から現在に至るまで、長期間被災地支援業務に携わってくださっている先生方に、一人の元七尾市民として、この場をお借りし感謝申し上げます。

復旧復興までの道のりはまだ遠いかもしれませんが、私も微力ながら被災地に貢献できるよう、日々勉強を重ねていきたいと思います。



執務の様子

珠洲市支援業務

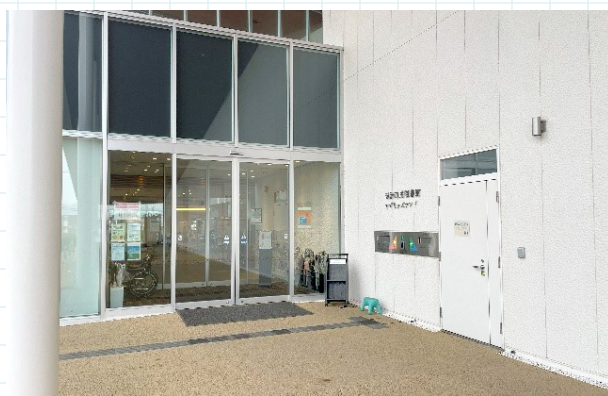
これまでの珠洲市 公費解体支援について

金沢支部 扇谷 秀則

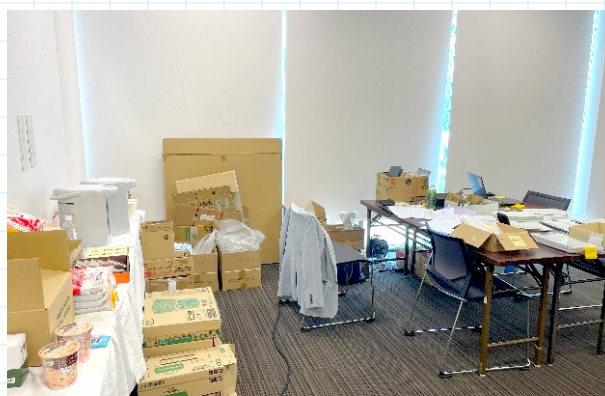
2024年7月16日より珠洲市の公費解体支援サポーターの相談員として、現地に入りました。

公費解体の受付場所は地震の被害が少ない珠洲市民図書館に開設されており、行政書士だけでなく、建設コンサルの事業者、他県から応援に来られた職員の方々がおられ、また申請者も多く来所されていたこ

ともあり、申請ブースは混沌としていた記憶が残っています。当初は、簡易的な作業手順はありましたが、具体的にどの様に進めていくと良いのか、それを次に来る先生方にどう引き継ぐのかが全く整理されておらず、手探りでスタートしました。



珠洲市民図書館 入口



作業スペース

【行政書士としての役割】

珠洲市において行政書士に求められていた当初の役割は、申請書類の確認がメインでした。

特に、建物の所有者に相続が発生しているケースにおいて、相続人を特定する作業が回ってきます。「申請者＝所有者」の様な単純な申請は受付ブースにて正式受理まで至るケースが多く、行政書士として関与することはあまりありません。行政書士の手元にくる申請内容は、「申請者＝相続人」のケースが大半です。珠洲市という土地柄、建物を建てたときの所有権保存登記や相続時の所有権移転登記まで行わない家庭が多く、二次・三次など数次相続、代襲相続が複雑となり、結果相続人が想定以上に多くなる申請がほとんどです。

そのため、相続人の正確な確定作業が必要となり、戸籍・除籍謄本等を正確かつ素早く読み込むことが求められました。

その後、申請が進むにつれ行政書士の役割も変化し、12月頃からは他県からの応援職員の減少もあり、混雑時に申請ブース内にて受付業務の支援を行うまでの役割が追加されました。申請者の負担を軽減するため、戸籍以外の申請書類全般の知識を正しく伝えることも新たに求められています。



12月時の相談ブースの様子①

【法定相続情報一覧図の有用性】

法定相続情報一覧図をご持参頂いた申請者がおられました。この1枚で相続人の特定ができ、非常にスムーズに正式受理まで手続きを進めることができました。普段行政書士として作成する立場になるケースがほとんどであり、手続きを進める立場になってみると、非常に話が早く、かつ、被災者である申請者の負担軽減にもつながるため、積極的に活用したい制度であることを改めて実感した次第です。

なお、その申請者が持参した法定相続情報一覧図は金沢市内の行政書士の先生が作成されていました。この場を借りてお礼申し上げます。

【2025年を迎えて】

馳知事が「2025年を復興元年とする」と語っていた通り、今後も能登の支援を継続して進めていく思いを心に留め、尽力し続けたいと考えております。

個人的な話ですが、毎年子供の夏休みにキャンプなどで能登に行っていました。当活動を通じて少しでも能登の方々に恩返しできたら幸いです。



12月時の相談ブースの様子②

能登事業者支援センター支援業務

未曾有の能登半島地震の発生から1年、追い打ちをかけた能登豪雨災害の発生から3か月が過ぎました。

能登の状況は、お世辞にも順調とは言えず、ようやく復旧の緒に就いたばかりというのが私の感じるところです。

能登事業者支援センター（以下、「能登支援センター」という。）は、令和6年2月19日、のと里山空港内

能登事業者支援センターにおける震災支援業務について

金沢支部 勝尾 太一

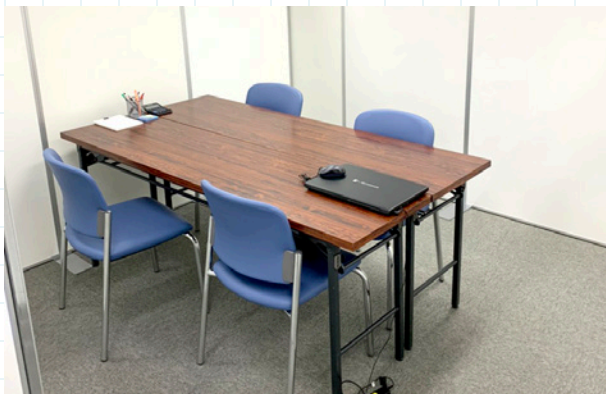
奥能登総合事務所4階に設置されました。県職員（他の都道府県からの出向を含む）、全国の商工会・商工会議所等からの応援員、中小企業診断士、行政書士等県内外の専門職10数名が月曜から金曜まで常駐し、能登で被災した事業者の皆様に対し経営相談、なりわい再建支援補助金、持続化補助金等の申請サポート、相談会事業を行っております。

現在、能登支援センターには、5つのブースが設けられており、事前に電話予約をしていただいた方、相談等を継続する方のみならず、いわゆる飛び込みでお越しいただく方にも柔軟に対応させていただいております。相談は、基本的に2人一組で当たらせていただいておりますが、ある程度相談内容が分かっている方に対しては、予め、なりわい再建支援補助金に加え、持続化補助金、経営相談に対応できる専門職が相談に当たるため3名体制で相談を受けることも少なくありません。相談の途中で、より詳しい専門職が加わるなど相談者の皆さんにワンストップで寄り添う体制で相談に当たっております。

能登支援センター開設から8月頃までは、相談が中心であったように思います。中にはお電話、対面を通じて20回以上お問い合わせいただくケースもありました。9月からは申請書作成支援の指定日(毎週火曜日、木曜日)が設定され、申請を加速する措置が取られた矢先の能登豪雨災害に呆然としたのは私だけではなくたはずでした。

私は、行政書士に期待される役割は、なりわい再建支援補助金申請にかかる相談、申請書作成支援など日頃の書類作成にかかる業務、補助金申請などの作成、相談業務で培った知識、経験を有していることを前提として、なりわい再建支援補助金申請の知識を身に着けた専門職として個別具体的な対応をすることだと思っております。

申請書への記載事項、添付書類は、会員の皆さんが想像しているよりも厳格で、被災された方々がお一人で準備を行うにはハードルが高いというのが私の印象です。心身ともに疲弊した状況の中、仮設住宅、あるいは今なお不便な避難所で生活を送る方も少なくない中で、書類を作成し、添付書類を準備することは過大な負担となっていることは異論がないところだと思います。



対面相談ブース

そのような方々に寄り添いながら申請書類をまとめ、添付書類が整っていることを確認し、申請書提出まで支援することは、通常の業務とは全く異なるものです。平時において申請書の記載事項の補正を求められればこれに応じ、追加書類の提出を求められれば提出すれば足るところ、被災された方々が、改めて行政証明を取得し、あるいは追加書類の作成を求められ、これに対応することは極めて困難であることは、会員の皆さんの想像に難くないところです。

そのような意味で、私は行政書士に期待されることは極めて重大だと受け止めております。私自身、これらの被災された事業者の皆さんの負担を取り除き、あるいは緩和することを心がけておりますが、本当に能登の事業者の皆様の役に立っているのか、常に自問自答しておりますが、「もっと、何かできたのではないか」と思うこともあり、胸を張って役に立っていると答えることができないのが実際です。

改訂され続ける要綱を頭に入れながら、能登支援センターで勤務する県職員、商工会・商工会議所の職員の皆さんに疑問点、不明確な点を問い続け、必要な情報を共有し続ける努力なしに継続することができない業務であることを改めて痛感しております。

東日本大震災を経験している宮城県行政書士会、福島県行政書士会等の知人、熊本地震を経験している熊本県行政書士会の知人から、支援は何年にもわたること、これを支援し続けることができるのは地元の行政書士であるとの助言を何度となく受けております。

能登支援センターには、自ら被災しながらも、なりわい再建支援補助金の支援業務を継続している当会の仲間もおります。地元の行政書士として、一社でも多くの事業者がなりわいの再建を果たし、能登に活気がよみがえることを信じながら引き続き微力を尽くしたいと思います。



電話相談対応及び作業スペース

相談員体験談【石川県士業団体協議会】

金沢支部 島村 真由美

「10の専門職能団体の専門家が、あらゆる問題をワンストップサービスで相談に応じます。」私は、このキャッチフレーズで、県民の皆さんに定着しつつある相談会に参加させて頂いています。10士業とは、公認会計士、行政書士、弁理士、中小企業診断士、税理士、不動産鑑定士、司法書士、土地家屋調査士、弁護士、社会保険労務士の方々です。

また、能登にて実施している災害合同相談会(専門家による合同無料相談会)には、8月頃より、10士業のほか、建築士も参加されています。

このような錚々たるメンバーの一員として、また、行政書士を代表して参加させていただく。そんな気負いのなか、「事前の準備は万全か?」「資料や下調べは十分か?」などと、自問自答しながら活動を続けて参りましたが、ときおり、「もっと準備をしておけばよかった」と、悔しい思いをすることもあります。そんな時には、その場にいる市役所職員の方に質問して相談者の方に返答しています。相談者の方に、何かしら掴んで帰ってほしいからです。

1. 士業団体よろず無料相談会

令和6年11月2日に香林坊アトリオにて実施されました。

当日は朝から大盛況で、デパートでの開催ということで家族連れの方も多くいらっしゃいました。私が担当させていただいた相談者の方も、ご両親と息子



士業団体よろず無料相談会会場①



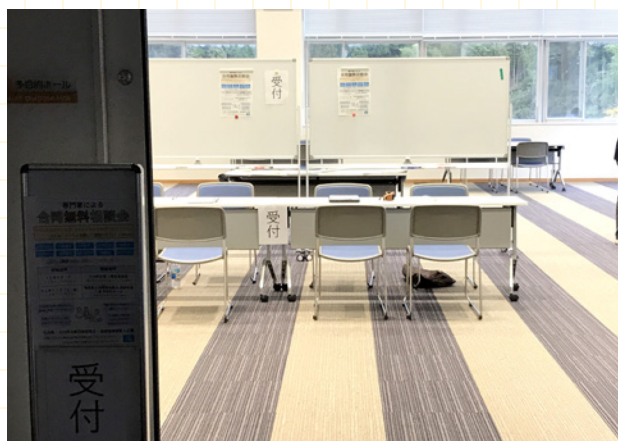
士業団体よろず無料相談会会場②

さんの3人。相談は「相続」に関するもので、日頃話づらい内容について専門家を交えて、お互いの思いを打ち明ける、そんな場になっていました。「そんな風に考えていたんだ」、「ありがとう」短い時間ではあったものの、緊張されてこられたご家族が「何食べて帰る?」と、明るい表情で帰の様子を目にして、少々緊張していた私も安堵しました。知識や情報もさることながら来られた方が「今日は来てよかった」と少しでも思っていただけのように、一人一人に寄り添っていきたくと改めて思いました。

2. 専門家による合同無料相談会

12月21日(土)に能登町役場にて実施されました。みぞれまじりの悪天候にもかかわらず、開催時間を少々早める決断をするほど多くの相談者がご来場されました。ある相談者の女性が「現在は仮設住宅で生活しているが、今後、災害公営住宅を申し込もうか、それとも小さい家を建てて暮らそうか毎日悩んでいる。悩んでいるだけで全然前に進まない。相談相手や情報がない」と、おっしゃっていました。今回は、建築士の方も参加されていたので、すぐに相談してもらうことになりました。行政書士は、会話の中から相談者の思いを汲み取り、一歩踏み出すためのお手伝いをすることもできるのです。

相談会における相談内容は多岐にわたり、震災から日を重ねることにより内容も変化していきます。今後もメンバーの一員として参加する際は、事前の準備を怠ることなく正確な情報取得に努め、臆することなく相談者と向き合ってください。



専門家による無料相談会会場

相談員体験談【総務省石川行政評価事務所】

社会貢献事業部長 今井 邦彦

令和6年能登半島地震から1年、令和6年奥能登豪雨から3ヶ月が経ちます。

総務省石川行政評価事務所では、発災以降、生活支援窓口案内(ガイドブック)を発行し、被災された方への生活支援に関する情報を提供しているほか、被災された方からのご相談をお受けする特別行政相談所・災害合同相談所を開設し、市役所・町役場などの公共施設や商業施設、避難所など石川県内全域で災害に係る被災者支援を実施しております。

この相談所の一部をご紹介させていただきます。

《 輪島市特別行政相談所 》

輪島市門前町に建築された応急仮設住宅(建設型:プレハブ住宅等)地域にて開設された相談所では「利用できる支援制度について教えて欲しい、支援制度の申請手続きについて知りたい」など現在の状況・地域の事情に応じた支援に係るご相談が寄せられ、総務省石川行政評価事務所職員・行政相談委員・行政書士が共同で被災された方からのご相談をお受けしました。

《 金沢市特別行政相談所 》

金沢市・金沢市社会福祉協議会のご協力のもと金沢福祉用具情報プラザにて開設された特別行政相談所は、金沢市内の賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)やホテル等に広域避難し生活されております被災された方(主に6市町:珠洲市、輪島市、能

登町、穴水町、七尾市、志賀町)からのご相談をお受けする相談所でございます。この金沢福祉用具情報プラザでは、被災された方に支援物資を配布し、相談対応やイベント、カフェ等をご利用いただき、心のケアを含めた被災者支援が実施されております。

被災し避難先で日々を送り、悩みや不安を抱えて困っている方の心のケアは大切であると感じ、また様々なお困りごとに相談対応する必要性や重要性を感じております。知見を深め、被災された方・お困りの方の声に耳を傾け、心に寄り添った相談対応をしていけるよう努めたいと考えております。そして、一人ひとりじっくりとその内容をお聞きし、コミュニケーションを取り、国や地方公共団体の行政機関、各種専門家と協力・連携し相談等に対応することによって、被災された方・お困りの方の問題解決につなげ、被災された方の負担の軽減や利便性に資するよう、これからも被災者支援に取り組んでまいりたいと考えております。

総務省石川行政評価事務所の皆様方には、相談所の開設やご対応に、心より感謝申し上げます。私も引き続き被災者支援に全力を尽くし、被災者支援活動に取り組んでまいります。



金沢市特別行政相談所の様子



輪島市特別行政相談所会場

相談員体験談 【七尾市被災者支援総合窓口(パトリア) (石川県との災害協定)】

七尾支部 多賀 聖道

令和6年能登半島地震の行政相談業務に携わる中で、多くの被災者の方々と直接接し、その苦悩や不安に寄り添う機会をいただきました。七尾市パトリア4Fの相談窓口では、主に公費解体を進めたいが必要な申請書類が揃わないというお悩みや、相続人の同意が得られないといった問題が頻繁に寄せられました。これらの課題は、単なる書類作成の支援にとどまらず、被災者一人ひとりの生活再建への大きな影響を感じさせるものでした。

相談に対応する中で痛感したのは、被災者の方々が置かれている状況はそれぞれ異なり、解決の道筋が必ずしも一様ではないということです。たとえば、公費解体の申請では、申請書類が不足している理由が、単に書類の存在を知らなかったというケースもあれば、遠方の相続人との連絡が滞っている、あるいは複雑な相続問題が絡んでいる場合もありました。そのような状況では、行政書士としての専門知識だけでなく、共感をもって被災者に寄り添い、一緒に解決策を模索する姿勢が重要であると感じました。

約半年間の活動を振り返ると、多くの方々から「相談してよかった」「解決の糸口が見えた」と感謝の言葉をいただけたことが大きな励みとなりました。一方で、まだ十分に手が届かないと感じる部分や、新たに見えてきた課題もあります。

これからの課題

1. 情報提供と相談体制の強化

公費解体や相続問題に関する情報が被災者に十分に届いていないと感じる場面がありました。誤った情報の流布や多くのメディアで発信された情報と自治体が運用している内容が異なっている場合が多々あります。そのため申請手続きの流れや必要書類について、より分かりやすい資料の作成や情報発信の強化が必要です。

2. 相続問題への専門的支援

相続人間の意見調整が進まず、公費解体の申請が滞るケースが多く見られました。このような場合、弁護士や司法書士など他の専門家との連携をさらに強化し、被災者に専門的支援をチームとして行う必要があると感じます。

3. 継続的なフォローアップ

一度相談を終えた被災者が、その後も問題を抱えていないか定期的に確認する体制が課題です。特に、

行政手続きが長期間に及ぶ場合や、新たな問題が発生する可能性がある場合には、継続的な支援が重要です。

4. 災害時対応スキルの向上

今回の経験を基に、行政書士として災害時に求められるスキルや知識に各行政書士でばらつきが存在したことは否めません。経験豊富な会員とこれから業務に携わる会員を体系化し、会員間で情報を共有することで、今後の災害対応力をさらに高めていくことが必要です。

私はこれからも石川県行政書士会の一員として、地域の被災者支援に貢献し、行政相談の現場で培った経験を活かしながら、困難に直面する方々の力になれるよう努力していきたいと思います。



会場の様子



執務の様子(加賀支部・藤懿仰会員。多賀会員撮影)



会場入口

令和6年能登半島地震に関する全国からの支援状況について

総務・経理部長 谷川 竜一

当会では、令和6年1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震において被害を受けられた当会会員や被災者に対する支援活動を行うため、義援金の受付を行ってまいりました。頂戴した義援金の総額については前号でもご紹介させていただきましたが、被災された会員の皆様に対する見舞金の給付スケジュールと合わせて改めてご案内させていただきます。

(1) 義援金の内容について 9,738,000円

【ご支援頂いた団体・個人の皆様】

	団体名・個人名(敬称略)
日行連・単位会 (支部も含む)	日本行政書士会連合会
	北海道行政書士会
	岩手県行政書士会
	福島県行政書士会
	埼玉県行政書士会
	東京都行政書士会
	神奈川県行政書士会
	福井県行政書士会
	静岡県行政書士会
	愛知県行政書士会
	大阪府行政書士会
	兵庫県行政書士会
	岡山県行政書士会

日行連・単位会 (支部も含む)	広島県行政書士会
	山口県行政書士会
	沖縄県行政書士会
	北海道行政書士会 会員各位
	埼玉県行政書士会 浦和支部
	埼玉県行政書士会 大宮支部
	山口県行政書士会 下関支部
その他	団体(1団体)
	個人(7名)

(2) 義援金の使途について

頂戴した義援金については当会会員への見舞金の支給やその他の被災者支援活動のために使用させていただきます。

(3) 会員の皆様への見舞金支給スケジュールについて

令和6年12月31日	被害状況報告の締め切り ※未提出の方は今からでも結構ですので、支部を通してご提出ください。
令和7年1月～3月	支給対象者の集計及び金額の算定
令和7年4月中旬	支給金額の決定
令和7年4月下旬以降	見舞金の支給(指定口座への振込)

見舞金の支給につきましては現在上記のとおり準備を進めておりますが、皆様にはお待たせすることになってしまい大変申し訳ございません。可能な限り迅速に支給できるよう努めてまいりますので、今しばらくお待ちくださいようお願い申し上げます。

総務・経理部 活動報告

総務・経理部長 谷川 竜一

総務・経理部は本会の運営を円滑に進めるための総務と経理の両面の役割を担っております。総務の役割としては職務上請求書の管理や使用方法に関する指導、会員の登録・管理、定時総会や各種会議の運営などがあり、経理の役割としては本会の予算管理や会計処理などの役割があるため、非常に多方面にわたる業務を行っております。

今回はこれらの業務に関する皆様へのお願いと今後の予定についてご案内させていただきます。

(1) 職務上請求書の適正な管理及び使用についてのお願い

職務上請求書を不正に使用することは厳に慎まなければなりません。正しく使用するためには適切な使用方法を正確に理解しなければなりません。

会員の皆様におかれましては改めて以下の点にご留意いただくとともに、職務上請求書の適切な管理及び使用について、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

〈職務上請求の留意点〉

- ・戸籍謄本等は人権侵害を招きかねない極めて機微な情報を含むものであることを十分に理解した上で取り扱うこと。
- ・不正が疑われる依頼(探偵業者からの依頼など)には応じないこと。
- ・戸籍謄本等の不正取得は犯罪であること。
- ・使用目的を偽って職務上請求書を購入することは犯罪であること。
- ・職務上請求書適正利用の3原則を遵守すること。

〈職務上請求書適正利用の3原則〉

日行連の会員専用サイト(連con)上で公開されている「職務上請求書取扱説明書」では職務上請求書の適正な取扱いのための3原則について以下のとおり定められており、これらを遵守することが求められています。

1. 書類作成業務を行うために必要であること(行政書士法第1条の2)

行政書士法第1条の2の規定に則り、他人の依頼を受け報酬を受けて書類作成を行う場合にのみ、職務上請求書を使用できると考えるのが原則です。つまり、書類作成を伴うことなく、戸籍謄本等・住民票の写し等だけを取得する業務は存在しません。

なお、日行連の見解では相談業務のみの場合には職務上請求書を使用することはできないとされています。相談業務のみの場合には、相談者自身に戸籍謄本等・住民票の写し等を取得してもらうようお願いをするか、職務上請求書を使用せずに、相談者の委任状で戸籍謄本等・住民票の写し等を取得するようにしてください。

2. 本人からの直接依頼があり、かつ本人確認を行ったうえで受任したものであること(行政書士法第1条の2、犯罪収益移転防止法第4条)

業務の依頼主である本人から業務の直接依頼があり、かつその本人に「職務上請求書を使用して戸籍謄本等・住民票の写し等を取得する事」について確認を行うことが重要です。

例えば、会社代表者から古物商許可申請の依頼があった場合に他の役員や従業員の住民票の写しを取得する必要がある場合は、会社代表者の承諾さえあれば職務上請求書を使用してよいということになります。但し、その場合であっても、該当役員や従業員に対しては、会社の代表者や担当者から住民票の写しを取得する旨を伝えてもらうようにしてください。

3. 請求の内容及び提出先が適正であること(行政書士法第1条の2第2項)

職務上請求書に虚偽の内容を記載することは違法となるため適正ではないことは言うまでもありませんが、記載内容が妥当であることも必要となります。

例えば、本籍地記載が必要ではないにも関わらず

本籍地記載の住民票の写しを取得することや、請求範囲は本人だけで足りるのに世帯全員分の住民票の写しを取得することは適正であるとは言えません。

〈職務上請求書の不正使用及び記入間違いの例〉

- ・利用目的や提出先に行政書士業務以外の業務が記載されている。
(職務上請求書は行政書士業務にしか使用することができません。また、兼業の方は兼業の業務に行政書士の職務上請求書を使用することはできません。)
- ・記入されていない箇所がある。(控えにも全ての欄を記入してください)
- ・職印が押印されていない。(控えにも職印を押印してください)
- ・訂正印が押印されていない。(訂正箇所には控えにも職印を押印してください)

(2)【予定】令和6年度 行政書士開業セミナー

当会では会員数のさらなる増加を目指し、行政書士に興味のある方や行政書士試験合格を目指して勉強中の方など、一般市民・県民の皆様を対象とした「行政書士開業セミナー」を毎年2月に開催しております。

本セミナーでは、行政書士業務の具体例や実際に事務所を開業した際の体験談を紹介することで、行政書士という職業をより身近に感じていただき、開業を後押しすることを目的としております。

毎年大変ご好評をいただいておりますので、今年度も多くの皆様にご参加いただけるよう、下記の内容で開催する予定をしております。

日 時: 令和7年2月22日(土) 13:30～17:00
場 所: 金沢港クルーズターミナル、オンライン
内 容: 第一部「行政書士業務について」
講師 業務部 宇野敏彦部長
第二部「事務所開設体験談」
講師 金沢支部 岩本美恵子会員
講師 金沢支部 中川幸雄会員
第三部「行政書士と来場者との座談会」
～ 以下、希望者のみ ～
「登録手続きに関する説明会」

(3)【予定】令和7年度 定時総会

令和7年度の定時総会は以下の日程で開催する予定をしております。定時総会では令和7年度事業計画等の重要議案の審議をいたしますので、ぜひご出席ください。

詳細については4月中旬頃に郵送にてご案内させていただきますので、皆様のご参加をお待ちしております。

日 時: 令和7年5月30日(金)
場 所: 金沢東急ホテル
内 容: 「石川県行政書士会 令和7年度定時総会」
「石川県行政書士政治連盟 令和7年度定期大会」
「石川県行政書士会 令和7年度総会記念式典」
「懇親会」

業務部 活動報告

業務部長 宇野 敏彦

業務部では、会員の皆様に向けた業務研修会の開催及び法改正・制度改正等の周知、専門業務研究会の管理、日行連・中地協主催研修会等への参加、業務関係官庁への要望及び関係強化を行っております。これに加え現在は、一般倫理研修の会場開催及び未受講者管理、令和6年能登半島地震等に関する被災者支援業務の支援員の管理・派遣も担当しております。

以下に今年度の活動についてご報告致します。

(1)業務研修会

第1回 令和6年8月26日(月)

「遺産分割協議書作成(上級編)」

【講師】家族法業務研究会 代表世話人 西山忠会員

第2回 令和6年10月10日(木)

「なりわい再建支援補助金申請及び実績報告サポートの実務」

【講師】橘泰至会員

第3回 令和6年10月22日(火)

〈第1部〉「自動車登録手続きの基礎知識」

【講師】石川陸運支局主席運輸企画専門官 高橋岳大氏

〈第2部〉「封印委託制度の見直し」

【講師】封印管理委員長 川本剛生会員

第4回 令和6年12月4日(水)

「帰化許可申請の実務」

【講師】木下良会員

第5回 令和6年12月23日(月)

「創業融資・事業計画サポート支援」

【講師】

日本政策金融公庫金沢支店上席課長代理 万里圭佑氏

〈今後の予定〉※令和7年1月10日現在

令和7年2月17日(月)「入管コンプライアンス研修」

「特定技能制度の展望」

令和7年3月 「行政書士コンプライアンス研修」

(2)専門業務研究会

それぞれの業務分野に精通した会員で構成される研究会です。現在は7業務(建設・産廃等業務、国際業務、中小企業支援業務、農地国土開発、家族法業務、民事法務、自動車・運輸関係業務)において定期的に研究会を開催し、構成員間の知識の共有や官公庁への対応を行っています。

(3)日行連・中地協主催研修会等

福祉関係業務及び空き家対策に関する担当者会議、日行連・愛知会共催シンポジウム、デジタル庁によるGビズID取得及びJグランツ代理申請体験会、自動車保有関係手続きのOSSに関する研修会に参加致しました。

(4)業務関係官庁への要望及び関係強化

・令和6年11月7日(木)金沢市建築指導課

・令和6年11月18日(月)金沢市子育て支援課

(5)その他

〈周知依頼〉

・令和6年12月10日(火)石川県立あすなろ中学校

(6)令和6年能登半島地震等に関する被災者支援業務

輪島市役所、珠洲市役所、七尾市役所、能登事業者支援センター(のと里山空港内)への支援員の派遣、復興支援推進会議、なりわい再建支援補助金支援機関向け説明会への参加を行いました。

引き続き、会員の皆様に有用な情報や研修会を提供出来るよう努めると共に、支援員の派遣を通じて被災者支援に尽力してまいります。



第3回業務研修会 自動車登録 第1部



第3回業務研修会 自動車登録 第2部



第5回業務研修会 創業融資支援・事業計画作成サポート

社会貢献事業部 活動報告

社会貢献事業部長 今井 邦彦

令和6年能登半島地震から1年、令和6年奥能登豪雨から3ヶ月が経ちます。

このたびの災害に際し、会員の皆様方には発災以降、災害に係る被災者支援活動に多大なるご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

社会貢献事業部では、行政書士が社会において欠かすことができない存在であることを知っていただくことを趣旨に社会貢献活動に取り組んでおります。

この社会貢献活動としまして、当事業部では、災害復旧・復興に向けた被災者支援活動を実施しており、その活動の一部は、以下の通りでございます。

○被災者支援活動

- ・石川県と石川県行政書士会の災害協定に基づき罹災証明等被災者支援制度に係る相談及び申請サポートを実施
- ・石川県と石川県士業団体協議会(構成団体10士業(令和6年度幹事団体:石川県行政書士会):行政書士、弁理士、中小企業診断士、税理士、不動産鑑定士、司法書士、土地家屋調査士、弁護士、社会保険労務士、公認会計士)の災害協定に基づく合同相談に能登復興建築人会議(建築士)も加わり、11士業の専門家による合同相談を実施
- ・総務省石川行政評価事務所が開設する特別行政相談所、災害合同相談所に相談員を派遣

また、社会貢献事業部では、災害に係る被災者支援活動のほか、種々の社会貢献活動を実施しておりますので、今年度実施しております主な事業活動をご報告させていただきます。

○相談事業

- ・石川県国際交流協会が複合施設リファールにて実施しております「外国人のための無料相談」に相談員を派遣
- ・石川県士業団体協議会主催の10士業の専門家による「士業団体よろず無料相談会」を商業施設の香林坊アトリオにて実施

○防災事業

- ・県民一斉防災訓練に参加し、防災訓練を実施
- ・石川県および津幡町が主催する「令和6年度石川県防災総合訓練」に参加し、罹災証明書等申請サポート訓練のほか、石川県警察本部交通規制課および津幡警察署と共同で災害対策基本法等に基づく緊急通行車両等の標章証明交付申請訓練を実施

○法教育事業

- ・星稜高等学校にて高校2年生を対象に土曜特別講座(キャリア教育)を実施
- ・金沢市立野田中学校にて中学1年生を対象に職業について学ぶ会(キャリア教育)を実施予定

○出前講座事業

- ・金沢市や内灘町地域包括支援センター等が開催する終活や成年後見等に関する講座に講師や相談員を派遣

○出前相談事業

- ・金沢市社会福祉協議会が主催するイベント「福祉のつどい金沢2024」に出展し、金沢市松ヶ枝緑地にて無料相談ブースを開設
- ・石川県が主催するイベント「令和6年度いしかわ介護フェスタ」に出展し、石川県産業展示館にて無料相談ブースを開設

○成年後見事業

- ・石川県および金沢家庭裁判所が主催する成年後見制度に係る石川県連絡協議会に参加
- ・公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター石川県支部との連携

○石川県外国人材受入サポートセンター

- ・石川県および石川県人材確保・定住推進機構による「いしかわ外国人材活用ワンストップセンター事業」に係る相談業務を実施
- ・加賀市による「外国人創業活動促進事業、外国人起業活動促進事業」に係る相談業務を実施

社会貢献事業部では引き続き、国や石川県、市町その他の行政機関等と連携し、被災者支援に全力で取り組むとともに、種々の社会貢献活動を実施してまいります。



令和6年度石川県防災総合訓練



法教育事業 星稜高等学校にて

「第23回石川県士業団体協議会よろず無料相談会」実施報告

副会長 小山内 俊平

石川県内の行政書士、弁護士、司法書士など10の士業団体で構成される石川県士業団体協議会では、1年ごとに各団体が持ち回りで幹事をするようになっており、今年度は当会が幹事団体となっております。

同協議会では、例年秋に金沢市の中心部で合同無料相談会を実施しており、今回は当会が事前準備、運営まで担当しての開催となりました。

この合同無料相談会は、1つの会場にそれぞれの専門分野を持つ10の士業が一同に会して行われるのが特徴で、色々な分野に渡る相談でもワンストップで解決できるというところに意義があります。

前年度までは片町きららでの実施でしたが、今年度は同会場が使用できないとのことから、香林坊アトリオのイベントルームを使うこととし、広報や相談員の調整を進めました。

11月2日(土)の当日は荒天で、来場者の心配がされましたが、前年とほぼ同数の58組(相談内容では70件)の相談者がありました。

相談内容では、やはり相続やそれに关わる税金、登記の相談が多く、複数の士業が協力しながら相談対応する場面もしばしば見られました。

また今回は、能登半島地震関連の相談も対応する旨広報をしておりましたが、震災の中心地域から離れていることから関連相談は1件に留まっています。

当日はテレビ局・新聞社の取材もあり、2局のテレビでニュース報道もなされ、士業団体が社会貢献活動として合同相談会を実施している旨、県民市民の皆さんへ周知もできました。

今後も、他士業と連携をしながら、より良い活動に取り組んでいけるよう尽力してまいります。

1. 日時 令和6年11月2日(土) 10:00~16:00
2. 場所 香林坊アトリオ 4階 アトリオAサロン・Bサロン
(受付1カ所、相談ブース7カ所、相談員待機場所1カ所)

3. 実施報告

(1) 相談員数

司法書士会	6名	行政書士会	3名
土地家屋調査士会	2名	弁理士会	1名
弁護士会	8名	中小企業診断士会	1名
社会保険労務士会	2名	税理士会	3名
公認会計士会	2名	不動産鑑定士会	2名
		合計	30名

(2) 相談組数・件数 58 組(70件)

司法書士会	14件	行政書士会	4件
土地家屋調査士会	5件	弁理士会	0件
弁護士会	25件	中小企業診断士会	0件
社会保険労務士会	3件	税理士会	16件
公認会計士会	1件	不動産鑑定士会	2件
		合計	70件

(3) 相談内容

税金	14件	境界	2件
相続・遺言	12件	隣地・隣家トラブル	2件
登記	11件	離婚	1件
不動産売買	7件	労働	1件
分筆・合筆	3件	ハラスメント	1件
賃貸借	3件	取締役・監査役の解任	1件
借金	2件	経営会計	1件
開業	2件	医療過誤	1件
年金・社会保険	2件	自己破産	1件
交通事故	2件	能登半島地震支援制度	1件
		合計	70件



会員のコーナー

金沢支部 明石 弘貴

先日、外出先から帰宅すると、固定電話に留守電メッセージが残っていました。

すぐに再生確認しました。その内容は、「こちらは総務省総合通信局です。お客様の通信サービスを2時間以内にすべて停止させていただきます。オペレーターへつなぐ場合は1を押してください」

との電子音声でした。一瞬ドキリとしました。「通信サービスの停止」とは何のことなのか。この電話やスマホなどすべての通信手段のことか。それは困るぞとしばしば考えてしまいました。

しかし、これで1を押したら、きっと詐欺通話に誘導されるのだらうと思い直して、無視しました。数日経った後も電話など通信機器の異常は全くありません。間違いなく詐欺関連電話だったのでしょう。

今回は留守電を聞いたのであわてることはありませんでした。

しかし、直接電話に出ていたら、慌てふためいて、もしかしたら、1を押していたかもしれません。これは無視すればいいのだ、と冷静に判断することができたかどうか自信がありません。

留守番電話のお陰で助かりました。

本当に詐欺の手口は、手を変え品を変えて、新しい姿で近づいてくるものなのです。「自分だけはそんな詐欺の手口には引っ掛かるはずはない」

と過信することはとても危険です。次はどのような方法で接近してくるのか、私には想像もつきません。防御する一つの方法として、留守番電話の設定にしておくことは非常に効果的だということを実体験しました。

今期限りで本会会務を卒業しますので、勝手に卒業記念投稿。
「昔はペロ村と呼ばれていたが、今は先生と呼ばれて～開業前の自分と現在の自分～」

輪島支部 中村 敏彦

1985年1月25歳で開業したアミューズワジマ。今年で丸40年、41年目に入る。アミューズワジマのピークは1997年38歳の時。ペロ村恐いものなしの全盛期の頃。その後バブル崩壊で一気に右肩下がり。苦難の時が続けた、とある日曜日の朝、ユーキャンのチラシ広告を見て一念発起し、2010年1月に試験3回目で合格し、4月15日に登録。ピーク時と比べ、現在の売上高は半減しているが、ゆとりは雲泥の差。行政書士登録のおかげです。

さて2010年4月15日に登録した15年前当時と現

在の明らかな違いを書き出してみる。

■51歳が66歳に。■孫が1人から5人に。■原告のみ経験してたのが被告の身にも。■4ケタ3本超えてた借金がゼロに。■借金取りは見かけない。■2ヶ月に1回、国からお金がもらえてる。■所有する不動産が2筆から22筆(農地含む)に。■傾いてなかった自宅がビー玉ころころ転がることに。■20軒の町内が7軒、そして2番目の高齢男性に。■入院経験がなかったのに、ここ3年で3回入院。等々。

やっぱり、一番の違いは「昔はペロ村と呼ばれていたが、今は先生と呼ばれて」でした。人生のどん底から這い上がることが出来たのは、「暗いと不平を言うよりも、すすんであかりをつけましょう」という聖パウロの言葉と行政書士登録のおかげです。頑張れ!行政書士。中村敏彦閑話。

「災害ボランティア体験記」

金沢支部 森 欣史

能登半島で豪雨が発生した翌週の9月29日に、初めて災害ボランティアに参加してきました。朝6時半に金沢駅に集合して、輪島市町野行のバスに乗り込みました。参加者は東京や大阪、名古屋からのほか、神戸、仙台、福島、熊本など、かつての被災地からの参加者も多く、年代は30代から60代くらいが中心で、3割～4割くらいは女性の方でした。

現地では、東陽中学校の体育館の清掃を行いました。体育館内はパイプ椅子、机、ピアノ、ボール、竹刀などの備品が数多くあります。これらのものも泥で汚れているので、一つ一つを水洗いします。もちろん、床もドロドロで、こちらも水洗いしますが、なかなか綺麗にはなりません。それでも、みんなで一生懸命に取り組みました。この体育館は、その後、町野地区における災害ボランティアの拠点として活用されることになります。

2回目のボランティア活動は輪島市の中心部で行

いました。また、3回目は再び町野地区、4回目は能登町の柳田地区、5回目は輪島市門前で参加しました。

3回目と4回目のときは、活動前日に能登空港に隣接する日本航空学園内に設置されたベースキャンプに宿泊しました。教室内に設置されたテントには簡易ベッドもあり、お風呂にも入れます。学校に寝泊まりするのは35年ぶりくらいで、なんか楽しかったです。夕食も学食のほか、11月2日にNOTOMORIがオープンしたので、美味しいものがたくさん食べられます。私はオープン初日に、NHKの「新プロジェクトX」でも紹介された芽吹食堂で、七面鳥ラーメンを食べました。とても美味しかったです。

災害ボランティア活動は結構な重労働ですが、さまざまな年齢、性別、地域、職業の人が、利害に関係なく、同じ志の下で共通のミッションをこなしていくのが魅力です。実際にやってみると楽しかったです。

能登半島の復興を、心より祈念しております。



新しい9人の仲間紹介



■輪島支部
■令和6年8月15日入会
■事務所所在地 鳳珠郡能登町宇出津ト字36番地1
TEL.0768-62-1008

下野 信行 (しも のぶゆき)



■金沢支部
■令和6年9月15日入会
■事務所所在地 金沢市彦三町1-2-1
アソルティ金沢彦三 1F 110
TEL.076-293-1859

堀 健一郎 (ほり けんいちろう)

初めまして
2024年の9月に行政書士登録をした堀 健一郎と申します。
49歳で故郷である石川県にもどり行政書士として開業致しました。
今まで経験してきたことを、行政書士を通じ、誰かのためにお役に立つことができればよいなと思っております。
今後ともご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。



■金沢支部
■令和6年10月2日入会
■事務所所在地 金沢市円光寺本町3番14号
TEL.070-9125-2757

濱邊 雅也 (はまべ まさや)

令和6年10月に入会致しました、濱邊雅也と申します。
これまでフリーランスでデザイン関係の仕事をやってきましたが、そちらと兼業で行政書士事務所も開業致しました。申請取次業務に興味がありますが、様々な業務を経験しつつ得意分野を見つけられればと思っております。依頼人の期待に応えられるよう、精進してまいります。



■金沢支部
■令和6年11月1日入会
■事務所所在地 金沢市泉野町4丁目20番18号
TEL.076-243-5188

田添 安一 (たぞえ やすいち)

令和6年11月1日に入会しました田添です。令和6年は能登半島地震の被害に見舞われる年明けとなりました。私自身の被害は軽微でしたが、知人やクライアントでは甚大な被害を受けた方も何人もいました。そうした被災者から相談を受け、復旧や廃業に助力する年となりました。
この度行政書士会に入会し、より一層専門家として復旧・復興支援に貢献できると確信しております。まだまだ不勉強な点もありますが、よろしくお願い申し上げます。



■金沢支部
■令和6年12月1日入会
■事務所所在地 白山市千代野西5丁目9番地5
TEL.076-205-1275

谷路 啓子 (たにみち けいこ)

相続・生前対策に特化した事務所を目指しております。前職では住宅関係のコンサルタントをしていましたが、その際に生前対策の必要性を感じることが多々ありました。また、実母が認知症となり更にその重要性を実感しております。地域の皆様に気軽に相談していただけるように精進してまいります。
先輩方のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



■金沢支部
■令和6年9月15日入会
■事務所所在地 金沢市上荒屋3丁目39番地1
TEL.076-218-9852

中田 信行 (なかた のぶゆき)

令和6年9月に登録いたしました中田信行と申します。東京都の外国人技能実習生監理団体で生活指導員として勤務した後、国際結婚を経て地元である石川県に戻り、現在は全く別の業界で正社員として勤務しております。当面の間は兼業での稼働となりますが、これまでの自分の経験を活かし、行政書士として外国人の方々の支援を中心に行き参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



■金沢支部
■令和6年9月15日入会
■事務所所在地 金沢市尾張町1丁目9番11号
尾張町レジデンス604号
TEL.070-9105-3948

喜多 あゆみ (きた あゆみ)

法律事務所に勤めつつ、行政書士登録をし、開業いたしました。
行政書士として携われる業務は多岐に渡りますが、どのような業務であれ、依頼下さる方にとって最善なこととは何か、そのためにできること、すべきことは何かを常に考え、研鑽しながら、一つ一つ真摯に取り組んでまいりたいと存じます。
よろしくお願いいたします。



■七尾支部
■令和6年10月2日入会
■事務所所在地 羽咋市本町コ73番地
TEL.0767-22-2813

山西 裕美 (やまにし ひろみ)

こんにちは。
能登半島地震をきっかけに、登録を決意しました！
羽咋市在住で、生活の折々に地震の影響を感じています。
奥能登の仮設住宅を訪ねた時も、話題は今後の生活の不安ばかりでした。業務部の宇野先生に、被災地支援は息の長い活動とお聞きしました。能登の地に足をつけ、生活に密着した行政書士として、地道に業務をしていきたいと思ひます。
どうぞよろしくお願いいたします。



■金沢支部
■令和6年11月15日入会
■事務所所在地 金沢市駅西新町3丁目11番10号
リライフパレス206号室
TEL.076-234-2334

遠田 穂香 (とくだ しずか)

この度、新規に入会させていただきました遠田と申します。2015年の試験合格後、美容を中心とした事業を営んで参りました。これからは、その経験を活かした創業支援や申請支援、新たな社会貢献を目指すとともに、皆様のお役に立てる業務にも尽力してまいります。何卒ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

8月 1日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3階	1名
8月 1日(木)	能登半島地震被災地視察（熊本会櫻田会長）	金沢市、輪島市、珠洲市、七尾市	2名
8月 2日(金)	取材（熊本会櫻田会長との会長対談）	金沢港クルーズターミナル	2名
8月 2日(金)	金沢支部研修 来賓出席	近江町いちば館 桜はなび	1名
8月 2日(金)	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
8月 3日(土)	取材（被災会員インタビュー）	行政書士法人PAC	1名
8月 5日(月)	月例無料相談会（小松市）	小松市役所	1名
8月 5日(月)	第3回会報グループ会議	オンライン会議（Zoom）	7名
8月 7日(水)	日行連一般倫理研修	本会会議室	2名
8月13日(火)	会報いしかわ第75・76号 黄綬褒章インタビュー	的場行政書士事務所	2名
8月14日(水)	月例無料相談会（七尾市）	平和堂アルプラザ鹿島	2名
8月15日(木)	月例無料相談会（金沢市）	金沢市役所	2名
8月19日(月)	馳浩知事県政報告会	ホテル日航金沢	3名
8月19日(月)	中地協第2回理事会	金沢東急ホテル	3名
8月19日(月)	中地協第1回担当者会議	金沢東急ホテル	3名
8月20日(火)	月例無料リモート相談会（金沢支部）	石川県繊維会館2階	2名
8月20日(火)	月例無料相談会（内灘町）	内灘町役場	2名
8月20日(火)	第2回外国人材活用ワストップセンター相談員養成研修（補講）	石川県地場産業振興センター	1名
8月20日(火)	第2回相談員養成研修講（研修講師）	金沢市異業種研修会館	2名
8月21日(水)	第2回総務・経理部会	Zoom会議	8名
8月22日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3階	1名
8月22日(木)	苦情対応	本会会議室	1名
8月22日(木)	月例無料相談会（津幡町）	津幡福祉教育プラザ	1名
8月23日(金)	新規登録者登録伝達式 2名	本会会議室	3名
8月23日(金)	月例無料相談会（野々市市）	野々市市役所	1名
8月26日(月)	第1回業務研修会「遺産分割協議書作成（上級編）」	金沢市異業種研修会館	5名
8月27日(火)	第1回広報・監察部 正副部長Gリーダー会議	本会会議室	4名
8月28日(水)	第3回苦情相談対策委員会	石川県繊維会館2階	3名
8月29日(木)	福祉のつどい金沢参加団体説明会	金沢市松ヶ枝福祉館	1名
8月29日(木)	第3回外国人材活用ワストップセンター相談員養成研修	石川県地場産業振興センター	
8月30日(金)	第2回社会貢献事業部会	本会会議室	7名
9月 2日(月)	月例無料相談会（小松市）	小松市役所	1名
9月 2日(月)	第2回業務部会	Zoom会議	8名
9月 2日(月)	苦情対策に関する法律相談	藤野法律事務所	1名
9月 2日(月)	法規整備グループ会議	Zoom会議	5名
9月 3日(火)	七尾市／公費解体申請支援について 輪島市／今後の委託業務の方向性について	七尾市役所／輪島市役所	1名
9月 4日(水)	職務上請求書確認作業	本会会議室	3名
9月 5日(木)	国際業務研究会	Zoom	1名
9月 6日(金)	第3回部長会	Zoom会議	13名
9月 9日(月)	能登半島地震北陸信越運輸局長感謝状贈呈式出席	石川県自動車会館	1名
9月10日(火)	北陸地区土地政策推進連携協議会講習会	オンライン会議	1名
9月11日(水)	月例無料リモート相談会（金沢支部）	石川県繊維会館2階	2名
9月11日(水)	月例無料相談会（七尾市）	平和堂アルプラザ鹿島	2名
9月12日(木)	建設・産廃業務研究会	Zoom	1名
9月13日(金)	第4回苦情相談対策委員会	石川県繊維会館2階	4名
9月13日(金)	石川県土業団体交流会（幹事会）出席	ホテル日航金沢	1名
9月17日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
9月17日(火)	月例無料相談会（内灘町）	内灘町役場	2名
9月17日(火)	石川県経営支援課「なりわい補助金」能登支援センター業務拡張	本会会議室	3名
9月18日(水)	法規整備グループ会議	Zoom会議	5名
9月19日(木)	中小企業支援業務研究会	Zoom	1名
9月19日(木)	月例無料相談会（金沢市）	金沢市役所	2名
9月19日(木)	月例無料相談会（能美市）	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
9月25日(水)	日本政策金融公庫（来客対応）	本会会議室	3名
9月25日(水)	農地国土研究会	Zoom会議	1名
9月26日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3階	1名
9月26日(木)	第2回行政書士試験対策委員会	本会会議室	7名
9月27日(金)	新規登録者登録伝達式 3名	本会会議室	3名
9月27日(金)	封印制度改正にともなう運用について	石川運輸支局	1名
9月27日(金)	コスモス成年後見サポートセンター定時総会 来賓出席	アパホテル金沢駅前	1名
9月30日(月)	第4回サポートセンター会議	本会会議室	5名
10月 1日(火)	第5回苦情相談対策委員会	本会会議室	4名

10月 1日(火)	研修講師	金沢市ものづくり会館	2名
10月 1日(火)	第3回相談員養成研修補講	金沢市ものづくり会館	3名
10月 1日(火)	第3回外国人材活用ワンストップセンター相談員養成研修(補講)	金沢市ものづくり会館 研修室	1名
10月 2日(水)	かほく市合同行政相談所	かほく市七塚生涯学習センター	1名
10月 3日(木)	報道機関表敬訪問	各報道機関	4名
10月 4日(金)	広報月間無料電話相談会	本会会議室	8名
10月 5日(土)	広報月間無料相談会	アル・プラザ津幡、学びの杜のいちカレード、加賀市 立動橋地区会館、アル・プラザ小松	1名
10月 5日(土)	広報月間無料電話相談会	本会会議室	7名
10月 6日(日)	広報月間無料相談会	アル・プラザ金沢、宇ノ気中学校、パワーシティ輪島ワイプラザ	1名
10月 6日(日)	広報月間無料電話相談会	本会会議室	7名
10月 6日(日)	福祉のつどい金沢2024	金沢市松ヶ枝福祉館・松ヶ枝緑地	3名
10月 7日(月)	第1回特定行政書士研修・考査実施対策特別委員会	オンライン (Zoom会議)	3名
10月 7日(月)	月例無料相談会 (小松市)	小松市役所	1名
10月 8日(火)	月例無料相談会 (白山市)	白山市役所	1名
10月 8日(火)	白山市合同行政相談所	白山市福祉ふれあいセンター	1名
10月 9日(水)	月例無料リモート相談会 (金沢支部)	石川県繊維会館2階	2名
10月 9日(水)	月例無料相談会 (七尾市)	平和堂アルプラザ鹿島	2名
10月 9日(水)	成年後見制度に係る石川県連絡協議会	オンライン	4名
10月10日(木)	行政書士試験説明会打ち合わせ	Zoom会議	7名
10月10日(木)	第2回HP・SNSグループ会議	オンライン会議 (Zoom)	3名
10月10日(木)	第6回苦情相談対策委員会	石川県繊維会館2階	3名
10月10日(木)	公明党議員 (谷内石川県議会議員ほか2名) との意見交換	本会会議室	2名
10月10日(木)	第2回業務研修会「なりわい再建支援補助金申請及び実績報告サポートの実務」	石川県地場産業振興センター	6名
10月11日(金)	的場晴次黄綬褒章受章祝賀会実行委員会	本会会議室	4名
10月15日(火)	月例無料相談会 (内灘町)	内灘町役場	2名
10月16日(水)	衆議院議員選挙推薦状等渡し	本会議室 (中川候補、佐々木選挙事務所、小森選挙事務所、西田選挙事務所)	1名
10月16日(水)	能美市合同行政相談所	能美市辰口福祉会館	1名
10月17日(木)	月例無料相談会 (金沢市)	金沢市役所	2名
10月17日(木)	月例無料相談会 (かほく市)	ほのぼの健康館	1名
10月17日(木)	新規登録者登録伝達式 2名	本会会議室	3名
10月17日(木)	職務上請求書確認作業	本会会議室	3名
10月17日(木)	「令和7・8年度入札参加資格申請のインターネット一元受付テスト トランの参加モニター」の参加「建設工事」	オンライン開催	1名
10月18日(金)	「令和7・8年度入札参加資格申請のインターネット一元受付テスト トランの参加モニター」の参加「建設工事」	オンライン開催	1名
10月20日(日)	令和6年度特定行政書士研修 考査実施および準備	石川県地場産業振興センター新館第13会議室	3名
10月21日(月)	文書電子化グループ会議	本会会議室	5名
10月21日(月)	「令和7・8年度入札参加資格申請のインターネット一元受付テスト トランの参加モニター」の参加「測量・建設コンサルタント」	オンライン開催	1名
10月22日(火)	「令和7・8年度入札参加資格申請のインターネット一元受付テスト トランの参加モニター」の参加「測量・建設コンサルタント」	オンライン開催	1名
10月22日(火)	第3回業務研修会「自動車登録の基礎知識」「封印委託制度の見直し」	異業種研修会館 研修室	5名
10月24日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファーレ3階	1名
10月24日(木)	第3回総務・経理部会	Zoom会議	9名
10月24日(木)	第2回監察グループ会議	オンライン会議 (Zoom)	4名
10月25日(金)	中地協第3回理事会	山代温泉 ゆのくに天祥	3名
10月25日(金)	日行連と中地協各単位会との連絡会	山代温泉 ゆのくに天祥	5名
10月25日(金)	月例無料相談会 (野々市市)	野々市市役所	1名
10月25日(金)	金沢市合同行政相談所	金沢駅西合同庁舎	1名
10月26日(土)	第1回メディア・広報月間グループ会議	ITビジネスプラザ武蔵	3名
10月26日(土)	第2回広報・監察部会	ITビジネスプラザ武蔵	8名
10月26日(土)	日行連と中地協各単位会との連絡会 (翌日観光)	ゆのくにの森	1名
10月28日(月)	第2回申請取次行政書士管理委員会会議	本会会議室	5名
10月28日(月)	第3回官民業務受託調査特別委員会	Zoom	4名
10月30日(水)	第3回石川県防災総合訓練会議	石川県庁	2名
10月31日(木)	第3回社会貢献事業部会議	本会会議室	8名
10月31日(木)	SNS運用 (半期分)	Zoom	5名
11月 1日(金)	第3回行政書士試験対策委員会	Zoom会議	7名
11月 2日(土)	石川県土業団体協議会「土業団体よろず無料相談会」	香林坊アトリオ4F	8名
11月 5日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
11月 6日(水)	第3回業務部会	Zoom会議	8名

11月 6日(水)	県生活再建支援課との打ち合わせ	本会会議室	2名
11月 7日(木)	金沢市建設指導課「空き家対策相談員」派遣依頼相談の件	本会会議室	3名
11月 8日(金)	広報・監察部 副会長、部長、副部長会議	オンライン会議 (Zoom)	3名
11月 8日(金)	第4回部長会	Zoom会議	13名
11月 8日(金)	出前講座：金沢市地域包括支援センターさくらまち	宗宏病院さくら館	2名
11月 9日(土)	いしかわ介護フェスタ	石川県地場産業振興センター	4名
11月10日(日)	石川県防災総合訓練	津幡町立条南小学校	3名
11月11日(月)	文書電子化グループ会議	本会会議室	4名
11月12日(火)	月例無料相談会 (白山市)	白山市役所	1名
11月12日(火)	被災地視察および意見交換 (日本行政書士会連合会デジタル推進本部関谷本部長)	喜乃屋	1名
11月13日(水)	月例無料リモート相談会 (金沢支部)	石川県繊維会館2階	2名
11月13日(水)	月例無料相談会 (七尾市)	平和堂アルブラザ鹿島	2名
11月15日(金)	月例無料相談会 (野々市市)	野々市市役所	1名
11月15日(金)	第1回支部長会	本会会議室	7名
11月18日(月)	金沢市子育て支援課「養育費確保事業」推進の件	本会会議室	2名
11月19日(火)	珠洲市公費解体支援	珠洲市民図書館	1名
11月19日(火)	月例無料相談会 (内灘町)	内灘町役場	2名
11月19日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
11月21日(木)	中小企業支援業務研究会	Zoom	1名
11月21日(木)	月例無料相談会 (金沢市)	金沢市役所	2名
11月21日(木)	月例無料相談会 (かほく市)	ほのぼの健康館	1名
11月21日(木)	月例無料相談会 (能美市)	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
11月25日(月)	石川県地域コミュニティ再建事業オンライン相談会の説明会	オンライン開催	1名
11月26日(火)	石川県地域コミュニティ再建事業オンライン相談会の説明会	オンライン開催	1名
11月26日(火)	新規登録者登録伝達式 2名	本会会議室	3名
11月27日(水)	新規丁種会員の研修および考査	本会会議室	3名
11月27日(水)	金沢市建設指導課「空き家対策相談員」派遣依頼相談の件	石川県繊維会館2階	3名
11月28日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3階	1名
11月28日(木)	国際業務研究会	Zoom	1名
11月28日(木)	月例無料相談会 (津幡町)	津幡福祉教育プラザ	1名
11月30日(土)	第4回理事会	石川県地場産業振興センター	22名
12月 1日(日)	開業セミナーのチラシ配布	金沢市内、小松市内、羽咋市内、七尾市内	6名
12月 3日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
12月 3日(火)	出前講座：金沢市地域包括支援センターみつくちしんまち	社会福祉法人陽風園	2名
12月 4日(水)	第4回業務研修会「帰化許可申請の実務」	金沢市ものづくり会館	5名
12月 5日(木)	加賀市「外国人スタートアップビザ」相談員説明会	Zoom	2名
12月 5日(木)	名古屋出入国在留管理局金沢出張所所長への表敬訪問	名古屋出入国在留管理局金沢出張所	3名
12月 9日(月)	日行連・愛知会共催シンポジウム「行政書士業務 (建設分野) におけるDX化対応を考えようin愛知～デジタル社会における顧客とのかわり方～」	オンライン	1名
12月10日(火)	月例無料相談会 (白山市)	白山市役所	1名
12月10日(火)	法教育：土曜特別講座 (星稜高等学校) 打ち合わせ	本会会議室	5名
12月10日(火)	石川県立あすなろ中学校来訪対応	本会会議室	2名
12月11日(水)	月例無料リモート相談会 (金沢支部)	石川県繊維会館2階	2名
12月12日(木)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	3名
12月12日(木)	的場晴次黄綬褒章受章祝賀会実行委員会	オンライン会議 (Zoom)	3名
12月13日(金)	石川運輸支局登録部門相談窓口相談員養成研修会	石川運輸支局2階会議室	3名
12月13日(金)	デジタル庁によるGビズID取得体験会	オンライン	3名
12月14日(土)	法教育：土曜特別講座 (星稜高等学校)	星稜高等学校	4名
12月16日(月)	中地協第2回担当者会議	金沢ニューグランドホテル	7名
12月16日(月)	出前講座：内灘町地域包括支援センター	内灘町保健センター	2名
12月17日(火)	月例無料相談会 (内灘町)	内灘町役場	2名
12月17日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
12月17日(火)	デジタル庁によるJ グランツ代理申請体験会	オンライン (金沢市ものづくり会館)	3名
12月18日(水)	日行連・自動車保有関係手続きのOSSに関する研修会	オンライン	1名
12月19日(木)	月例無料相談会 (金沢市)	金沢市役所	2名
12月19日(木)	月例無料相談会 (かほく市)	ほのぼの健康館	1名
12月20日(金)	月例無料相談会 (野々市市)	野々市市役所	1名
12月20日(金)	北陸地区土地政策推進連携協議会 講演会	WEB開催	1名
12月23日(月)	第5回業務研修会「創業融資・事業計画作成サポート」	石川県地場産業振興センター本館第2研修室	4名
12月23日(月)	中小企業庁主催「支援者向けなりわい再建支援補助金セミナー」	オンライン	1名

会員の動き

【新規登録事項】 9名

登録年月日	所属支部	氏名	事務所所在地	電話番号
R6. 8.15	輪島	下野 信行	鳳珠郡能登町字宇出津ト字36番地1	0768-62-1008
R6. 9.15	金沢	中田 信行	金沢市上荒屋3丁目39番地1	076-218-9852
R6. 9.15	金沢	堀 健一郎	金沢市彦三町1-2-1アソルティ 金沢彦三1F 110	076-293-1859
R6. 9.15	金沢	喜多 あゆみ	金沢市尾張町1丁目9番11号尾張町レジデンス604号	070-9105-3948
R6.10. 2	金沢	瀧邊 雅也	金沢市円光寺本町3番14号	070-9125-2757
R6.10. 2	七尾	山西 裕美	羽咋市本町コ73番地	0767-22-2813
R6.11. 1	金沢	田添 安一	金沢市泉野町4丁目20番18号	076-243-5188
R6.11.15	金沢	遠田 穂香	金沢市駅西新町3丁目11番10号リライフパレス206号室	076-234-2334
R6.12. 1	金沢	谷路 啓子	白山市千代野西5丁目9番地5	076-220-7507

【事務所所在地変更】 6名

受理年月日	所属支部	氏名	新事務所所在地	電話番号
R6. 8.15	金沢	大崎 菜穂子	金沢市入江3丁目153番地22	076-208-3963
R6. 9.13	小松	前田 佳子	小松市今江町六丁目310番地1	0761-22-6180
R6. 9.30	金沢	山田 礼二	金沢市黒田1丁目280番地	076-218-6400
R6.11.29	金沢	本 郁夫	金沢市入江1丁目30番地	090-2036-8464
R6.12.13	金沢	小泉 和平	河北郡内灘町白帆台2丁目145番地	076-255-2392
R6.12.13	金沢	小泉 尚美	河北郡内灘町白帆台2丁目145番地	076-255-2392

【退会者】 5名

受理年月日	所属支部	氏名	退会理由
R6. 8.30	小松	浅井 宏一郎	廃業
R6.10. 2	金沢	加藤 和	ご逝去
R6.12.10	金沢	比良 紀敬	廃業
R6.12.23	輪島	坂下 春夫	廃業
R6.12.27	輪島	松下 忠雄	廃業

※加藤和様（金沢）のご冥福をお祈り申し上げます。

会費の納入について（お願い）

日頃、会の運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、令和6年度分会費未納の方にご請求申し上げます。

何かとご多忙のことと存じますが、下記へ至急納入賜りたくよろしくお願い申し上げます。なお、併せて当会政治連盟会費の未納の方も下記へ納入お願い申し上げます。

記

1. 石川県行政書士会
令和6年度会費 金 72,000 円
納入方法 払込取扱票により納入下さい
お振込先 石川県庁内郵便局
口座番号 00750-6-55558
口座名義 石川県行政書士会

2. 日本行政書士政治連盟
令和6年度会費 金 5,400 円
納入方法 払込取扱票により納入下さい
お振込先 石川県庁内郵便局
口座番号 00720-1-74073
口座名義 日本行政書士政治連盟石川県支部

後 洋平

2年間、計4回の会報誌発行に携わる機会をいただき、心から感謝申し上げます。多くの先輩方とお話する機会はこれまでもありましたが、インタビュー形式を通じて、その方々の歴史や思いをより深く理解することができたのは、非常に貴重な経験でした。この役割を引き継ぐ後任の担当者にも、ぜひインタビュー記事の掲載を続けていただければと思います。改めて、ありがとうございました。

榊 和磨

私の活動拠点が小松市ということもあり、発災からの1年ほとんど普段通りの生活をしています。しかし、会報誌作成に携わることで能登の現状に触れ、改めて自分に何ができるのかと考えさせられました。本誌を読んで、能登復興の為に行動してくださる方が一人でもいらっしゃれば幸いです。

坂本 明世

震災から1年、豪雨災害から4ヶ月が経ちましたが、本誌の編集にあたりまだまだこの情報を伝え続ける必要を改めて感じました。会員の皆様におかれましても、本誌の情報から何らかの気づきが有れば幸いです。

東海林 勝

今回、会報の編集作業を通じて、改めて行政書士として能登の復興にどう携われるか考えさせられました。この会報が会員各位の情報共有の一助になれば幸いです。

出見世 雅之

私個人としては奥能登地震について「もう過去の話・・・」と感じていましたが、今回の編集にあたり、やはり災害についての記事や内容が多く、改めて「まだ終わっていない・・・」と気付かされる機会になりました。まだまだ私にできる支援や復興に努めていきたいと思いました。

寺田 圭佑

会報誌発行にご協力いただいた皆様ありがとうございました。会報誌の発行は個人的に毎回忙しい時期と被り、締切もカツカツで、もう無理だと思いつつも皆様のご協力のおかげでなんとか形になりました。解放されると思うとすごくホッとしております。2年間お世話になりました。皆様本当にお疲れ様でした。

寺分 努

会報第77号では、令和6年能登半島地震および豪雨災害に関する特集を組み、被災地の復興に向けた会の取り組みや被災地の声等々をお届け致しました。自然の脅威を再認識し、防災意識を強化するために、この特集が少しでもお役に立てれば幸いです。

中川 幸雄

期せずして未曾有の災害を伝える重要な任務をいただきました。編集は大変な時もありましたが、楽しくできる部員さんに恵まれました。第77号がこのメンバーで作る最後の会報誌です。道半ばで離別した部員さんも含め会報誌作成に尽力いただいた全ての方々と、読者の皆さんに感謝いたします。これからも行政書士の活躍と積極的な情報発信を望みます！

中村 敏彦

河越、小関、寺分、中川各部長の下で8年、会報誌発行に携わってきて、今回が最後となりました。多くの方と楽しく取り組めたことが一番の財産です。8年前は結構「雑」でしたが「ゆとり」があって楽しかったのを思い出します。作る楽しさを忘れずに。今後はペロ村から静観させていただきます。ありがとうございました。

編集後記 9

敬称略・五十音順



今号編集中に部員の林正志理事が急逝されました。心からお悔やみ申し上げるとともに、哀悼の意を表します。

Bande

新しい会報いしかわの愛称。ドイツ語で「つながり」という意味。英語だとバンド。会報発行を通して会員同士の繋がり、市民国民との繋がりを大切にしたいという想いを込めました。

会報いしかわ 第77号

発行日 令和7年 2月10日
発行人 会長 向井 隆郎
広報・監察部長 中川 幸雄
発行所 石川県行政書士会
〒920-8203
石川県金沢市鞍月2丁目2番地
石川県繊維会館3階
TEL 076-268-9555
FAX 076-268-9556

E-mail: office@ishikawagyousei.org
URL: <https://www.ishikawagyousei.org/>

このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

宝くじ

**行政書士は
頼れる街の法律家**

そうだ、
行政書士に
相談しよう！

伊原六花

行政書士は、さまざまな許可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations

石川県行政書士会

後援：総務省
石川県

毎年10月は行政書士制度広報月間です。

宝くじ

官公署に提出する書類、
権利義務・事実証明に関する書類の作成は
行政書士の業務です。

【行政書士が取り扱う業務の一部】

- 建設業許可 ○経営事項審査 ○在留資格・帰化許可 ○古物商許可
- 風俗営業許可 ○農地法許可 ○開発許可 ○産業廃棄物処理業許可
- 貨物・旅客自動車運送事業許可 ○各種法人設立 ○各種契約書作成
- 内容証明・クーリングオフ ○相続・遺言に関する手続 ○自動車登録・車庫証明